

### 参考資料3

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点等に関する作業部会  
(第13期-第11回)

# 共同利用・共同研究拠点等の機能強化の 基本的な方向性について(令和8年3月)

## 参考資料

# 目次

1. 政府関係資料における共同利用・共同研究拠点 に関する記載について……………	3
2. 共同利用・共同研究拠点の変遷について……………	11
3. 共同利用・共同研究システムについて……………	15
4. 共同利用・共同研究拠点等の成果事例や活動 状況等について……………	24
5. 審議の観点・評価項目等について……………	30
6. 学術研究組織の改革及び共同利用・共同研究 拠点に対する支援の状況について……………	45
7. 拠点のネットワーク化について……………	54

# 1. 政府関係資料における共同利用・共同 研究拠点に関する記載について

# 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会(令和7年2月21日)

## 1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

**社会の変化** 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等  
国内：急速な少子化、労働供給不足

**高等教育を取り巻く変化** 学修者本位の教育への転換等

**大学進学者数推計** 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)  
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

### 目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

### 育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が

## 我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

**「質」の向上**：教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

**「規模」の適正化**：社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

**「アクセス」確保**：地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、**トレードオフの関係**になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために教育研究の「**質**」を高める

重視すべき観点



### ①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成(文理横断・融合教育等)
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進(AI活用等)
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化



### ②学生への支援の観点

- ア. 学生等の**多様性**・流動性の向上(留学生、社会人、障害のある学生等)
- イ. 学生への**経済的支援**充実(社会全体で支える学生の学び)



### ③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立(ガバナンス改革等)
- ウ. **国際化**の推進(留学モビリティ拡大等)



### ④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

# 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

### （1）教育研究の「質」の更なる高度化

#### 1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
    - 教学マネジメント指針の見直し
    - 同時履修科目の絞り込み促進
    - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
  - 「**出口における質保証**」の促進
    - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
    - 成績優秀者への称号授与等
  - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
  - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し等
    - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
  - 認証評価制度の見直し**
    - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

#### 2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ促進
- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
  - 転編入学等の柔軟化
    - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
  - 障害のある学生への支援等
- イ. 留学モビリティ拡大
- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
    - 経済的支援の充実
    - 多文化共修環境整備
    - **留学生の定員管理方策の制度改善**等
  - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- 教育環境の整備
    - 産業界と連携した教育プログラム開発
  - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
    - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討等

#### 3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
    - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
  - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
    - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)**等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
    - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進等

#### 4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
  - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
  - 大学共同利用機関等の機能強化等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
  - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
  - 形式的な会議の見直し等

#### 5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
  - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))**の構築
- 全国学生調査の活用促進



## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

### (2) 高等教育全体の「規模」の適正化

#### 1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
  - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
  - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
  - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の**連携**の推進
  - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

#### 2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査**への転換
  - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
  - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合**の推進
  - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
  - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小**への支援
  - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
  - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退**への支援
  - 在学生の卒業までの学修環境確保
  - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
  - 残余財産帰属の要件緩和 等

### (3) 高等教育への「アクセス」確保

#### 1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
    - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
    - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
    - 国における司令塔機能の強化 等
  - 協議体での検討を促す仕組みの整備
    - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
    - コーディネーターの育成・配置 等
  - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
    - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
    - 地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
    - 国内留学 ➢学生寮整備
    - サテライトキャンパス
    - キャンパス移転 等の取組推進 等
  - 遠隔・オンライン教育の推進
    - 大学間連携による授業の共有化 等

#### 2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
  - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
  - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
  - プッシュ型情報発信
  - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
  - キャリア教育促進 等



# 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

## 3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

**（1）機関別の役割**：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

**（2）設置者別の役割**：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会をけん引する人材を地方はじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ <b>国立大学の学部定員規模の適正化</b> （修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や <b>連携、再編・統合の推進</b> に向けた検討 ▶ 地域のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や <b>定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）</b>
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ <b>意欲的な教育・経営改革</b> や <b>連携</b> を通じた <b>機能強化</b> ▶ <b>規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）</b>

**（3）機能や特性等に着眼した政策の重視**：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

## 4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の**価値**：高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- ②高等教育への**信頼**：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- ③**必要コストの算出**：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④**高等教育投資の在り方**：**公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担**のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築**

短期的取組 (2～3年以内まで)	○ <b>公財政支援の充実</b> ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実
	○社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進
中長期的取組 (5～10年程度)	○個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
	○ <b>教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し</b> ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討
	○高等教育への大胆な投資を進めるための <b>新たな財源の確保</b> ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

# 科学の再興に向けて 提言 -「科学の再興」に関する有識者会議 報告書- 【概要】



文部科学省

## 近年の国際社会や社会・経済の情勢変化

▶ 科学とビジネスの近接化、急速な実用化・社会浸透 ▶ 国際秩序の不安定性 ▶ 研究開発投資や先端科学競争の激化 ▶ 気候変動、人口減少社会 等

## 「科学」の今日的意味合い

▶ 先端科学の成果が短期間で社会を変えるほどのインパクト。勝者総取りの可能性。

変動する社会を見据えた戦略性

不確実な未来に向けた多様性

・我が国の自律性・不可欠性、社会課題対応 ・すそ野の広い研究の多様性、多様な高度人材

▶ 先端科学が国の社会経済の発展や経済安全保障に直結。科学は国力の源泉。

## 「科学の再興」全体像

▶ 日本に、世界を惹きつける優れた研究者が存在する今こそ、**科学を再興し、科学を基盤として我が国の将来を切り拓く**

## 「科学」の現況

科学の振興が結実したノーベル賞等



制御性T細胞 (Treg細胞) 発見 (1995~) 坂口志文氏



多孔性金属錯体 (MOF) 開発 (1992~) 北川進氏

▶ ノーベル賞受賞者の継続的な輩出

▶ 一方で、

- ・研究時間の減少、研究者数の伸び悩み
- ・大学部門の研究開発費の停滞・諸外国との差の拡大
- ・Top10%補正論文数の減少と相対的低下 (2000年以降:4位→13位)
- ・民間からの研究費の海外トップ大学との差の拡大

## 科学の再興 とは

= 新たな「知」を豊富に生み出し続ける状態の実現  
我が国の基礎研究・学術研究の国際的な優位性を取り戻す

【具体的なイメージ】

- ・日本の研究者が、アカデミアはもとより各国の官民のセクターから常に認識
- ・優秀な人材が日本に集結するダイナミックな国際頭脳循環の主要なハブに

<必要要素> i. 新たな研究分野の開拓・先導 ii. 国際的な最新の研究動向の牽引 iii. 国内外や次世代が魅力的に感じる環境の発展・整備

【主な中長期的(2035年度目途)なモニタリング】 ▶ 日本への研究への注目度 (Top10%補正論文数の状況 (英独と比肩する地位へ) 等)  
▶ 研究環境のグローバルスタンダード化 (研究者や職員等の給与の民間・国際比較 等)

## 第7期基本計画 (2026~2030年度) において迅速かつ集中的に取り組み、トレンドを変えていく事項

個人から、組織・チーム力へ、総合力へ ~ 研究システムの刷新・組織の機能強化による全ステークホルダーのマインドチェンジ ~

### 我が国全体の研究活動の行動変革(国の支援の仕組み・規模の変革)

#### ① 新たな研究領域への挑戦の抜本的な拡充

挑戦的・萌芽的研究や既存の学問体系の変革を目指す研究への機会の拡大(若手を中心とした挑戦的な研究課題数): **2倍**  
※6,500件程度(2024年度) 科研費、創発、戦略事業の関係研究課題数

#### ② 日本人研究者の国際性の格段の向上

日本人の海外派遣の拡大: **累計3万人** (研究者)、**38万人** (学生:2033年目標) ※3,623人(2023・中・長期派遣研究者) ※17.5万人(2019年度・長期及び中短期留学者数を合計した値)

#### ③ 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な育成・輩出

博士課程入学者数・博士号取得者数の拡大: **2万人** ※14,659人(2020入学者実績)、15,564人(2020取得者実績)  
人材に対する資本投資の拡充

#### ④-1 AI for Scienceによる科学研究の革新

研究におけるAI利活用の拡大(総論文数に対する全分野でのAI関連論文数の割合): **世界5位**  
※2024年世界5位: 9.5%(米国)、日本: 7.4%(世界10位)

#### ④-2 研究環境の刷新 研究設備の共有化率: **30%** ※現状、20%程度

### 世界をリードする研究大学群等の実現に向けた変革

#### ⑤ 研究大学群の本格始動・拡大

挑戦的な研究やイノベーションの持続的な創出に向けて、法人が自律的に経営戦略の構築・美装を進め、以下のような先進的な研究環境の確保により研究時間割合**50%以上**等を実現する研究大学: **20大学以上** ※教員の研究時間割合:32.2% (2023年FTE調査)

- ・挑戦を促す機関内の資源配分ができる体制
- ・グローバルな教員評価基準の構築
- ・外国人研究者の受入れ体制整備
- ・博士課程学生への経済的支援
- ・組織・機関を超えた共用システム\*の構築  
\*設備・機器、人材、仕組み、データ等
- ・諸外国並みの研究開発マネジメント人材等の確保
- ・諸外国並みの官民からの投資の確保

経営・マネジメント強化  
・人事給与とマネジメント  
・財務戦略  
・その他機能強化

民間企業等  
好循環

イノベーション  
・エコシステム  
の形成

大学・国研等への投資の抜本的拡充 “文部科学省をはじめとする様々な府省庁・民間から基礎研究への投資”

# 研究システムの刷新・組織の機能強化（イメージ）

## 現状

- 意欲的な研究者が挑戦を躊躇、研究者個人の力量に多くが依存（行動が損に見える構造的問題）
- 研究者を支える研究大学群が発展途上



× 成果の見通しが不透明な新たな研究領域への挑戦は、将来のキャリアへのリスク

× 国内から海外に挑戦すると帰国後のキャリアへのリスク  
専門性を高めても活躍の場が減少・処遇が不十分

× 必要な設備等を自ら資金調達・整備・オペレーション（研究スタートの遅れ、維持管理コスト大）

× 優秀な研究者ほど大学運営業務等の負担大

× 人材・設備・資金の確保について、研究者個人の力量に依存するところが大きい（研究者の負担）  
組織としての体制整備は発展途上（第6期計画から国際卓越研究大学・J-PEAKS等の先導的な取組を開始）＝「質」かつ、そうした環境が我が国の研究者全体に比して十分に確保されていない＝「量」

## 研究機関の組織

× 海外研究者や次世代人材からの魅力低↓

官民の投資



研究活動

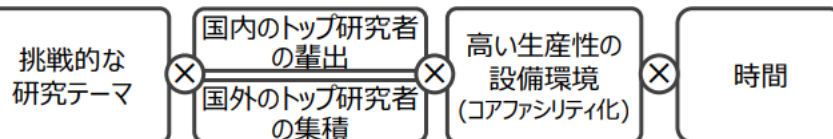


研究機関



## 第7期基本計画期間中に実現する姿

- 国の研究費の変革と研究大学群の本格始動・拡大によって一体的に研究者の意欲・挑戦を後押し（挑戦する者が報われる仕組み）
- 優れた国内外の研究者の輩出・集積、それを可能にする組織



✓ 挑戦に向けた研究費の改革・抜本的拡充  
挑戦を促す機関内の資源配分

✓ 海外経験や実績が適切に処遇や評価に反映  
機関の国際化やトップ研究者の獲得

✓ 博士課程の給与の拡充、研究開発マネジメント人材の充実  
競争的研究費の改革（ハードからソフトへ）

✓ AI for Scienceによる研究の効率性・生産性の向上  
あらゆる研究分野におけるAI活用研究の実装

✓ 研究設備等への自由なアクセス（利用料の負担のみ） ※人材流動性向上にも貢献  
専門人材による高効率運用・持続的の高度化

## 研究活動の行動変革（研究環境・研究職の魅力拡大）

✓ グローバルな人事・給与システム（モチベーション向上、優れた国内外研究者確保）  
より最適化された業務分担（優秀な研究者の研究時間の確保）

✓ 専門化・組織化された研究支援部門（組織としての共用システム等による研究者負担軽減）  
経営体としての大学運営部門（経営マネジメント、財務戦略による安定した基盤経費の確保）

## 世界をリードする研究大学群の本格始動・拡大

## 研究機関の組織

✓ 官民の投資拡大



✓ 海外研究者や次世代人材からの魅力増↑

イノベーション・エコシステムの形成による投資の好循環

挑戦的研究への重点化  
評価手法の見直し

海外派遣等、国際性の格段の向上

人的投資の抜本的拡充

研究基盤の刷新  
・AI4S  
・コアファシリティ化

経営マネジメントの高度化

# 国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月4日 文部科学省）【概要】



- 法人化から20年を契機に「**国立大学法人等の機能強化に向けた検討会**」を設置。今後の機能強化の方向性について、**令和7年8月に「改革の方針」をとりまとめ**
- 「改革の方針」を踏まえ、**文部科学省において「国立大学法人等改革基本方針」を策定**。**第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けた組織業務や運営費交付金等の見直しの具体化**をはじめ、国立大学法人等の改革を推進

## 1. 機能強化の方向性の明確化

- 第5期中期目標・中期計画の策定に当たり、各法人は、下記の国立大学法人等の**全体としてのミッションと自らを取り巻く環境を踏まえつつ、どのようなミッションに重きを置くのか、何をすべきか**という点まで掘り下げ、**ミッションの実現に向けて取るべきアクションを具体化**

### 【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り開く**世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引**
- ② 変化する社会ニーズに応じた**高度専門人材の育成**
- ③ **地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興**

### 【機能強化を進めるに当たっての留意点】

- ステークホルダーとの対話等を通じた**自らの役割・ミッションの客観的な検証**
- 機能強化の方向性に沿った取組の検証が可能な**適切な指標（KPI）の設定**
- **他の国公立大学等との連携等**を通じてミッションの実現を目指す視点からの検討

## 2. 経営戦略・マネジメント体制の抜本的強化

- **自らの有する経営資源の棚卸し**を行った上で、機能強化の方向性に沿って、資源の活用、経営資源の充実に向けた**経営戦略（財務戦略・人事戦略）**とそれを支える**マネジメント体制を構築**

## 3. 組織の見直し

- 18歳人口が減少する中、日本人学部学生の規模縮小は不可避。**学部から大学院へのシフト、附属病院・附属学校等の規模の見直し**、法人や大学として**一定の規模の確保等の観点からの統合・連携**

## 4. 教育の質の向上

- 教育のグローバル化、**博士等の高度人材育成**、リカレント教育、地域の人材育成インフラのハブとしての**大学等間の連携**、教育コストや学生の便益の可視化と学内外への発信

## 5. 研究力の強化

- 研究の多様性確保、**若手研究者や研究開発マネジメント人材等の育成・確保**、**研究ネットワークの強化**、研究インテグリティ・セキュリティの確保、研究コストや共同研究等の便益の可視化と社会・ステークホルダーへの発信

## 6. 文部科学省における取組

### （1）機能強化の促進に向けた取組等

- 第5期中期目標期間（R10～15年度）に向けた**組織業務見直しの議論のスキームにおける各法人のミッション・機能強化の方向性の明確化、再編統合・連携に関するコーディネートを実施**

### （2）財政的支援方策等の検討

- **近年の物価・人件費の上昇等も踏まえた運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費の着実な確保の推進**
- **附属病院**について、大学病院が担う**教育・研究等の観点からの支援**の推進
- **地域構想推進プラットフォーム**において**中心的な役割を果たすために必要な支援**の推進

- 「**国立大学法人等人事給与とマネジメント改革に関するガイドライン**」の見直し
- **制度的あい路の点検**と規制緩和も含む適切な見直し
- 各府省の政策課題に国立大学・大学共同利用機関の力を活かしていくため、**関係府省との対話を含む有用な情報共有の在り方の検討**

- **第5期中期目標期間（R10～15年度）**に向けて運営費交付金の在り方について、「改革の方針」において例示された以下の**基本的な視点も踏まえ検討**

- **基盤的経費の配分額について中期目標期間中の見通しを立てやすい明快な配分ルール**とすること
- **指標等を基に何らかのインセンティブを持たせる仕組み**とするとともに、その成果を測るに当たっては、**大きな改革を進める観点と、シンプルな評価の仕組みとする観点**を持つこと
- 最低限必要と考えられる**教育研究をベースとした経費**については、**社会経済状況の変化に左右されず活動できるよう、物価等の変動に対応させる観点**も含め、**安定性をより向上させた仕組み**とすること

## 2. 共同利用・共同研究拠点の変遷について

# 共同利用・共同研究拠点制度の改善・充実

共同利用・共同研究拠点制度の不断の改善により、研究資源の共同利用や研究者の交流（共同研究）を可視化、活性化し、研究成果の最大化と研究者コミュニティの活性化や大学の機能強化に貢献することが重要

## 共同利用・共同研究拠点制度 創設

- 研究者コミュニティからの要望を踏まえ、大学の枠を越えて多くの研究者を受け入れる研究施設を、共同利用・共同研究拠点として認定。

（拠点として認定された国立大学の附置研究所・センターは、従前、我が国全体の学術研究を発展させる観点から重点的に整備）

## 中間評価の改善

- 評価の観点等を見直し、強み・特色を明確化・評価結果を踏まえてメリハリのある資源配分を実施
- 認定拠点の研究水準向上のための自己改革やネットワーク化を促進

## 国際共同利用・共同研究拠点の認定開始

- 国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点として、6拠点を認定。

## R10以降に向けて

- ◆機能強化方策（制度・評価等）の方向性の検討
- ◆評価等具体的な内容の検討

H20

H29

H30

R2

R6

## 「連携施設」のネットワーク化導入

- 拠点認定制度の対象外であった機関（※）の研究施設を「連携施設」と定義し、連携施設とのネットワーク全体を「連携ネットワーク型拠点」として位置付け  
※…大学共同利用機関や独立行政法人等
- これまで認定対象となり得なかった研究所・センターも拠点への参画が可能となり、共同利用・共同研究体制を強化

## 中間評価の実施

- 各拠点等の活動状況や成果、研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、拠点等の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、今後の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として中間評価を実施。

## 「拠点ネットワーク」に係る運営委員会等の共同設置に係る特例の新設

- 「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(告示)」について、「拠点ネットワークに係る特例の新設」、「拠点認定の対象となる研究施設の要件等の明確化」などについて改正。

## 期末評価の改善

- H30年度に実施した中間評価からの継続性を考慮しながら、評価区分「A-」の新設や、人文・社会科学の特性を踏まえた項目の修正、評価項目の整理と削減などの改善を行った。

# 国立大学の共同利用・共同研究拠点の変遷について

第2期中期目標期間終了時（平成27年度） 拠点数：77拠点 ※【H28.1】告示改正：「連携ネットワーク型拠点」の類型の創設

科学技術・学術審議会における  
審議結果

約88%が継続

継続認定 : 68拠点  
異なる形態で認定※ : 5拠点  
継続認定せず : ▲4拠点  
新規認定 : +4拠点

※ネットワーク型への移行や組織再編等。

統合による減：▲1

■名古屋大学太陽地球環境センター ■名古屋大学地球水循環研究センター

認定継続しない拠点：▲3

■富山大学和漢医薬学総合研究所 ■東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター  
■海洋生物学研究共同推進拠点

既存とは異なる形態で新規認定する拠点：5

■東京大学物性研究所 ■生体医歯工学研究拠点(NW) ■放射線災害・医科学研究拠点(NW) ■徳島大学疾患酵素学研究センター  
■名古屋大学宇宙地球環境研究所

純増する拠点：+4

■金沢大学環日本海域環境研究センター ■名古屋大学未来材料・システム研究所 ■北海道大学北極域研究センター(NW)  
■愛媛大学沿岸環境科学研究センター

第3期中期目標期間開始時（平成28年度） 拠点数：77拠点

第3期中期目標期間終了時（令和3年度） 拠点数：79拠点 ※令和元年度に2拠点追加

科学技術・学術審議会における  
審議結果

約86%が継続

継続認定 : 68拠点  
異なる形態で認定※ : 5拠点  
継続認定せず : ▲6拠点  
新規認定 : +5拠点

※ネットワーク型への移行や組織再編等。

統合による減：▲2

■京都大学ウイルス・再生医科学研究所 ■京都大学東南アジア地域研究研究所 ※1研究所内2拠点を、それぞれ1研究所1拠点へ統合

認定継続しない拠点：▲4

■北海道大学北極域研究センター(NW) ■東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブセンター  
■京都大学霊長類研究所 ■京都大学生命科学研究科附属放射線生物研究センター

既存とは異なる形態で新規認定する拠点：5

■触媒科学計測共同研究拠点(NW) ■物質・デバイス領域共同研究拠点(NW) ■放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点(NW) ■京都大学ウイルス・再生医科学研究所 ■京都大学東南アジア地域研究研究所

純増する拠点：+5

■筑波大学ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター ■愛媛大学プロテオサイエンスセンター ■長崎大学高度感染症研究センター  
■熊本大学・富山大学(共同設置)先進軽金属材料国際研究機構 ■糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点(NW)

第4期中期目標期間開始時（令和4年度） 拠点数：78拠点

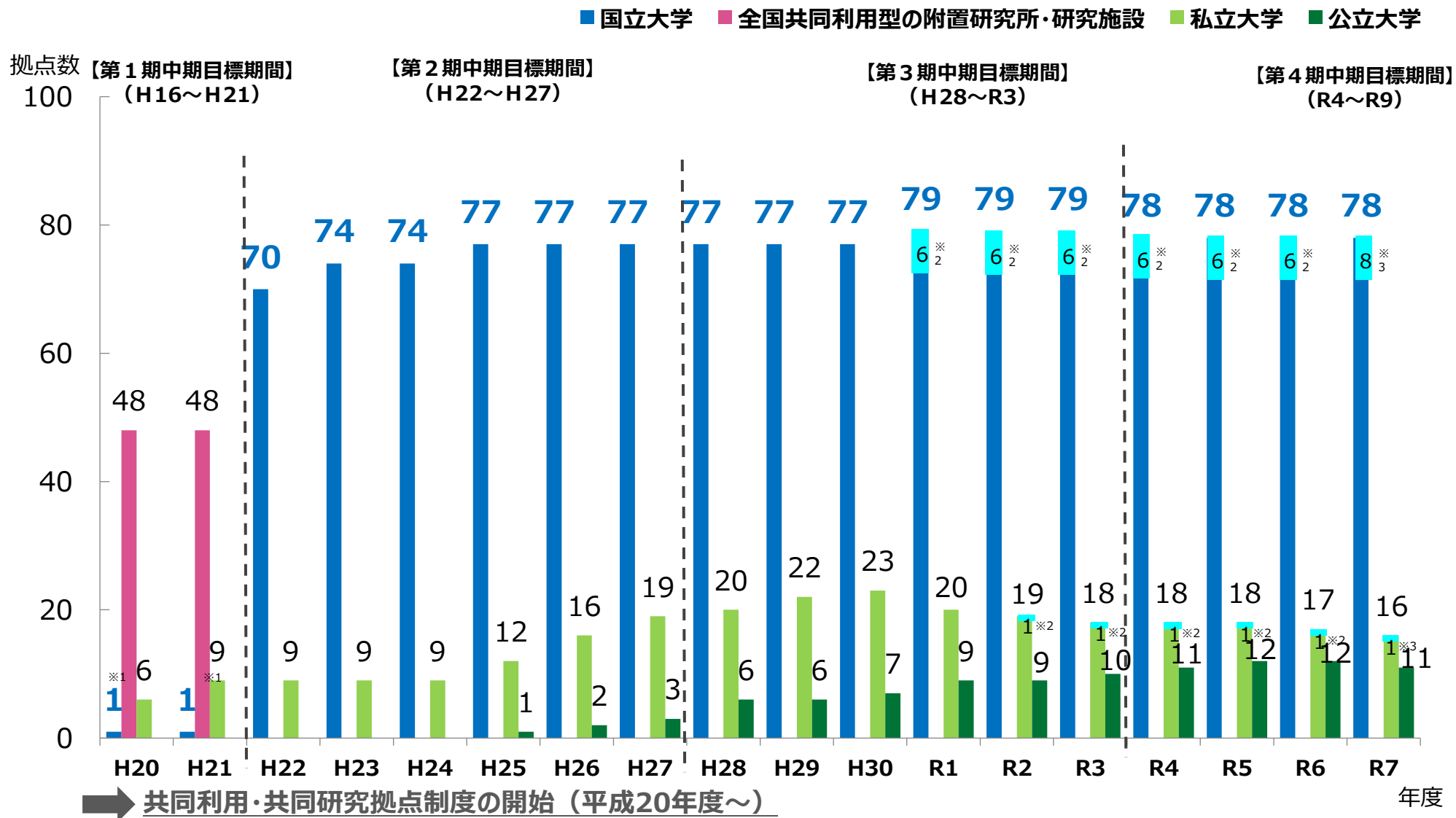
第4期中期目標期間における中間評価（令和6年度）・令和7年度からの新規認定 拠点数：78拠点

科学技術・学術審議会における  
審議結果

(国際拠点)新規認定 : 2拠点

■京都大学基礎物理学研究所  
■名古屋大学宇宙地球環境研究所

# 共同利用・共同研究拠点数の推移（平成20年度～令和7年度）



※1 京都大学 再生医科学研究所(平成20年10月1日 共同利用・共同研究拠点認定)

※2 国際共同利用・共同研究拠点（国立大学：6拠点、私立大学：1拠点）を含む

※3 国際共同利用・共同研究拠点（国立大学：8拠点、私立大学：1拠点）を含む

### 3. 共同利用・共同研究システムについて

# 共同利用・共同研究システム

**大学共同利用機関**（※1）、**大学の共同利用・共同研究拠点**（※2）が中核となり、**個々の大学では整備・運営が困難な最先端の設備や大量のデータ、貴重な資料、これらの活用方法や先鋭化に関する知見等を国内外の研究者に提供する（共同利用）**ことを通じ、**大学の枠を超えた共同研究を効率的・効果的に推進するシステム**であり、全国の国公立大学に点在する研究者のポテンシャルを引き出し、**学術研究の基盤強化・新たな学術研究の進展や次世代の人材育成に大きく貢献**。

## ※1 大学共同利用機関

【大学共同利用機関法人4法人のもと、17の大学共同利用機関を設置】

→国立大学法人運営費交付金により支援

- 中でも、個々の大学に属さない共同利用の研究所であり、自ずから我が国の当該研究分野におけるCOE性を有する(国立大学法人法に基づき設置)
- 全国で複数確保することが困難な大規模な施設・設備や大量の学術データ等の貴重な研究資源を全国の研究者に無償で提供
- 全国の大学に関する技術移転(装置開発支援、実験技術研修等)
- 当該分野のCOEとして、世界への窓口として機能

## ※2 共同利用・共同研究拠点 ※R7.4現在

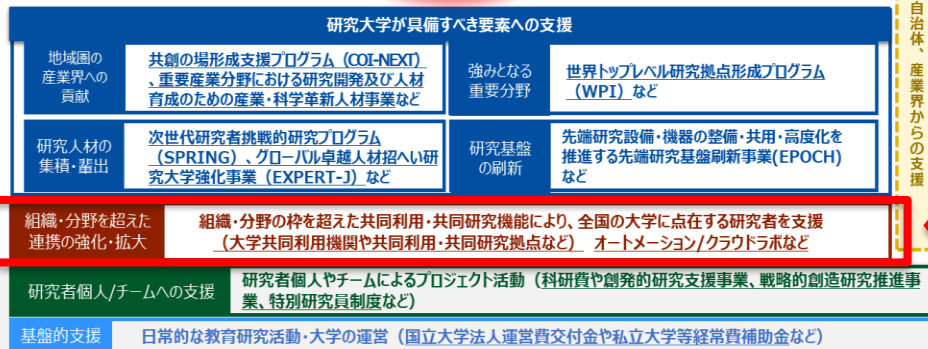
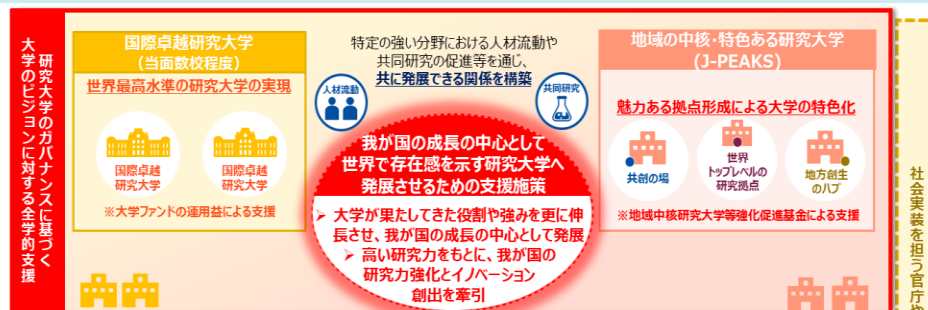
【国立大学の拠点78(うち国際拠点8)】→国立大学法人運営費交付金により支援

【公私立大学の拠点27(うち国際拠点1)】→補助金により一部支援

- 文部科学大臣が認定(認定期間は原則6年間。審議会において中間評価・期末評価を実施)
- 国公立大学に附置された研究施設(附置研究所・研究センター等)において、多様な分野・領域を主たる対象とし、各分野・領域における地域の特色や歴史的 특성等特色ある研究を進展させ、当該地域の、又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとして、共同利用・共同研究システムがカバーする研究分野の裾野拡大に貢献
- 国際的にも有効かつ質の高い研究資源等を最大限活用している拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定

## 大学研究力強化に向けた施策の全体像について

国際卓越研究大学やJ-PEAKSに加え、**高い研究力を持つ大学を、我が国の成長の中心として世界で存在感を示し、将来的には世界と伍する研究大学へと発展させるべく、必要な方策を検討する必要がある。**



※大学・高専機能強化支援事業等による支援も行っている。



## 共用法に基づく施設共用

SPring-8、富岳など

## 大型研究プロジェクト

すばる望遠鏡、スーパーカミオカンデなど

## 共同利用・共同研究システム

共同利用・共同研究システムの中核として、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の設備や大量のデータ、貴重な資料、これらの活用方法や先鋭化に関する知見等を国内外の研究者に提供する（共同利用）ことを通じ、大学の枠を超えた共同研究を効率的・効果的に推進している。

### 大学共同利用機関

中でも、個々の大学に属さない共同利用の研究所であり、自ずから我が国の当該研究分野におけるCOE性を有している。

### 共同利用・共同研究拠点

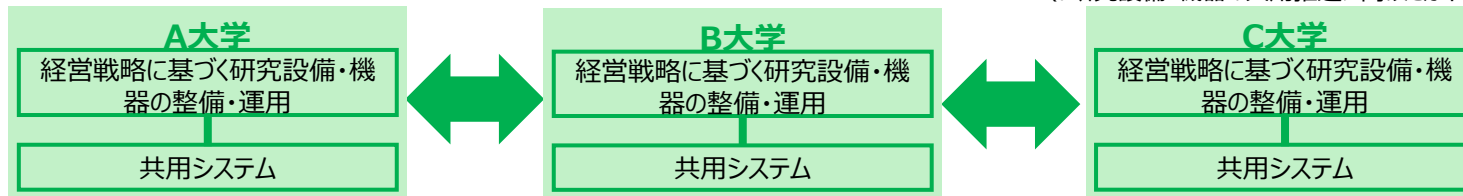
国公私立大学に附置された研究施設（附置研究所・研究センター等）において、多様な分野・領域を主たる対象とし、各分野・領域における地域の特色や歴史的特性等特色ある研究を発展させ、当該地域の、又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとして、共同利用・共同研究システムがカバーする研究分野の裾野拡大に貢献している。

当該研究分野の学術研究を効率的・効果的に推進するために必要な大型の研究設備等を国内外の当該研究分野の研究者の共同利用に供し、共同研究を行うものである。また、各大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等においては、研究設備や機器の共用にとどまらず、当該研究分野における研究設備や機器に関する効率的・効果的な活用方法や先鋭化に関する知見を蓄積しており、これらの知見を含む研究資源を全国の研究者コミュニティへ提供することにより当該研究分野の進展に貢献している。

## 各機関における研究設備・機器の共用

「共用」は、大学等が整備した研究設備や機器を大学全体へ広く利用することができる仕組みであり、限られた利用のみを前提としていた研究設備・機器について部局内や各機関内全体への広い利用を可能とするとともに、機関の裁量によって機関外の第三者の利用を可能とする仕組みを積極的に構築し、推進する役割があり、戦略的に構築された共用の仕組みは「共用システム」としている。

（「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドラインR4.3」より）



# 大学共同利用機関法人について

## 大学共同利用機関法人とは

- 我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、**大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人**とされている。（国立大学法人法第1条）
- 大学共同利用機関法人 4 法人**のもと、**1 7**の**大学共同利用機関**が設置されている。

【参考：国立大学法人法】

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

## 大学共同利用機関の特徴

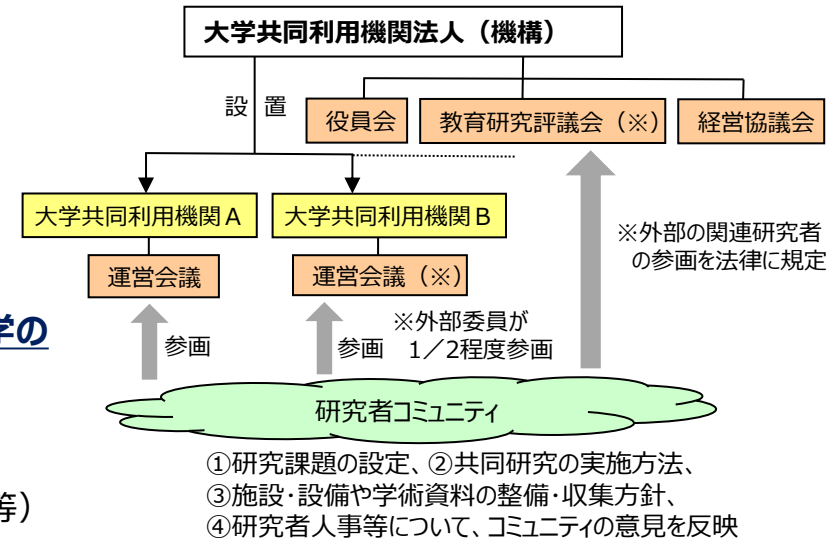
- 個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所**（国立大学法人法により設置された、大学と等質の学術研究機関）
- 個々の大学では整備できない**大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム**
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図

## 大学共同利用機関の組織的特性

- 外部研究者が約半数を占める運営会議**が人事も含め運営全般に関与
- 常に**研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所**であることを求められる（自発的改革がビルトインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい流動的な教員組織（例：大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等）

## 大学共同利用機関の取組内容

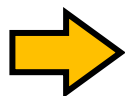
- 大規模な施設・設備や大量の学術データ等の**貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供**
- 研究課題を公募**し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施
- 全国の**大学に対する技術移転**（装置開発支援、実験技術研修の開催）
- 狭い専門分野に陥りがちな**研究者に交流の場を提供**（シンポジウム、研究会等）
- 当該分野のCOE**として、国際学術協定等により世界への窓口として機能
- 優れた研究環境を提供し、**大学院教育に貢献**（大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置）



# 国公立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度について

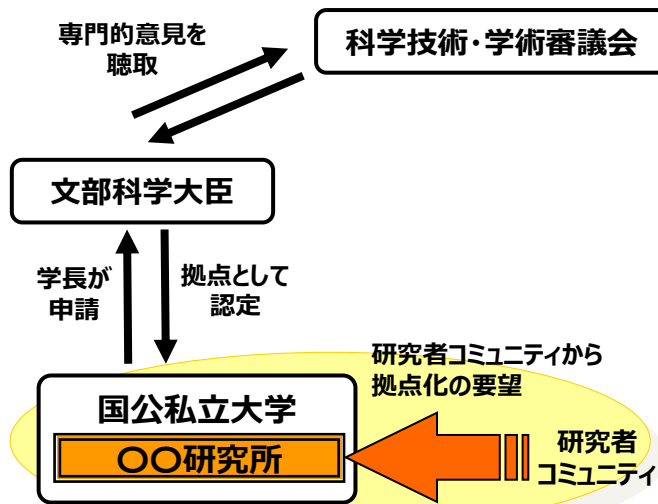
## 制度の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公立を問わず**大学の研究ポテンシャル**を活用して**研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

## 制度の仕組み



- 認定期間は原則6年間
- 認定後、科学技術・学術審議会において中間評価、期末評価を実施

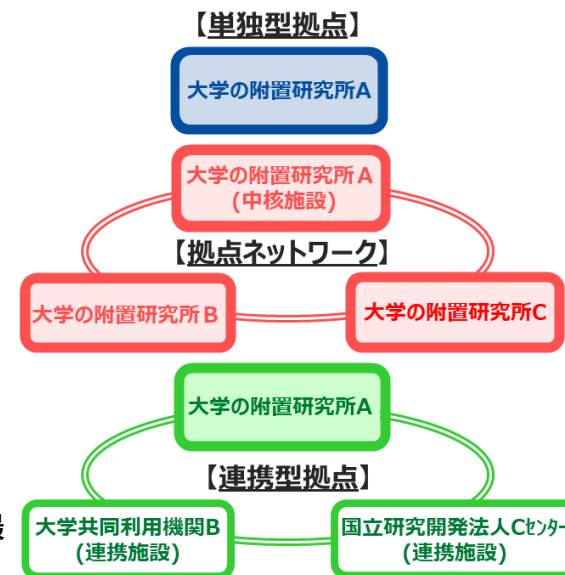
## 制度の特徴

### 共同利用・共同研究拠点として3つの類型の拠点を認定

- ① **単独型拠点**  
単独型拠点
- ② **拠点ネットワーク**  
複数拠点の研究ネットワークにより構成
- ③ **連携型拠点**  
大学以外の研究施設(大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等)が「連携施設」として参画

### 国際共同利用・共同研究拠点

国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を別途「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



# 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧 (令和7年4月現在)

## 単独型(国立大学):27大学63拠点

- 北海道大学
  - 遺伝子病制御研究所
  - 人獣共通感染症国際共同研究所
  - スラブ・ロシア研究センター
  - 低温科学研究所
- 帯広畜産大学
  - 原虫病研究センター
- 東北大学
  - 加齢医学研究所
  - 電気通信研究所
  - 先端量子ビーム科学研究センター
  - 電子光物理学部門
  - 流体科学研究所
- 筑波大学
  - 計算科学研究センター
  - つくば機能植物イノベーション研究センター
  - ヒューマン・ハイパフォーマンス先端研究センター
- 群馬大学
  - 生体調節研究所
- 千葉大学
  - 環境リモートセンシング研究センター
  - 真菌医学研究センター
- 東京大学
  - 空間情報科学研究センター
  - 地震研究所
  - 史料編纂所
  - 素粒子物理国際研究センター
  - 大気海洋研究所
  - 物性研究所
- 東京外国語大学
  - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京科学大学
  - 総合研究院・難治疾患研究所
  - 総合研究院・70年代材料研究所
- 一橋大学
  - 経済研究所
- 新潟大学
  - 脳研究所
- 金沢大学
  - がん進展制御研究所
  - 環日本海域環境研究センター
- 名古屋大学
  - 低温プラズマ科学研究センター
  - 未来材料・システム研究所
- 京都大学
  - 医生物学研究所
  - 工材料工学研究所
  - 経済研究所
  - 人文科学研究所
  - 生存圏研究所
  - 生態学研究所
  - 東南アジア地域研究所
  - 複合原子力科学研究所
  - 防災研究所
  - 野生動物研究センター
- 大阪大学
  - 社会経済研究所
  - 接合科学研究所
  - 蛋白質研究所
  - 微生物病研究所
  - レーザー科学研究所
- 鳥取大学
  - 国際乾燥地研究教育機構
  - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
  - 資源植物科学研究所
  - 惑星物質研究所
- 広島大学
  - 放射光科学研究所
- 徳島大学
  - 先端酵素学研究所
- 愛媛大学
  - 沿岸環境科学研究センター
  - 地球深部ゲイミクス研究センター
  - アトモスフィアセンター
- 高知大学
  - 海洋国際研究所
- 九州大学
  - 応用力学研究所
  - 生体防御医学研究所
  - ス・フ・イ・ナ・ストリ研究所
- 佐賀大学
  - 海洋材料研究センター
- 長崎大学
  - 高度感染症研究センター
  - 熱帯医学研究所
- 熊本大学
  - 発生医学研究所
- 熊本大学・富山大学(共同設置)
  - 先進軽金属材料国際研究機構
- 琉球大学
  - 熱帯生物圏研究センター

## 単独型(私立大学):14大学15拠点

- 自治医科大学
  - 先端医療技術開発センター
- 慶應義塾大学
  - バ・リテ・デザイン・解析センター
- 昭和医科大学
  - 発達障害医療研究所
- 玉川大学
  - 脳科学研究所
- 東京農業大学
  - 生物資源ガム解析センター
- 東京理科大学
  - 総合研究院火災科学研究所
- 法政大学
  - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
  - 先端数理科学イニシアティブ
- 早稲田大学
  - 各務記念材料技術研究所
  - 坪内博士記念演劇博物館
- 東京工芸大学
  - 風工学研究センター
- 中部大学
  - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 藤田医科大学
  - 医学研究センター
- 大阪商業大学
  - JGSS研究センター
- 関西大学
  - リソネットワーク戦略研究機構
- 札幌医科大学
  - 附属研究所
- 会津大学
  - 宇宙情報科学研究センター
- 横浜国立大学
  - 先端医科学研究センター
- 名古屋国立大学
  - 創薬基盤科学研究所
  - 不育症研究センター
- 大阪公立大学
  - 数学研究所
  - 都市科学・防災研究センター
  - 附属植物園
  - 全固体電池研究所
- 兵庫県立大学
  - 自然・環境科学研究所天文学科センター
- 北九州市立大学
  - 環境技術研究所先制医療工学研究センター/計測・分析センター

## 単独型(公立大学):7大学11拠点

- 立命館大学
  - アート・リサーチセンター

## 国際共同利用・共同研究拠点(国立大学):5大学8拠点

- 東北大学
  - 金属材料研究所
- 東京大学
  - 医科学研究所
  - 宇宙線研究所
- 名古屋大学
  - 宇宙地球環境研究所
- 京都大学
  - 化学研究所
  - 数理解析研究所
  - 基礎物理学研究所
- 大阪大学
  - 核物理研究センター

## 7拠点ネットワーク:18大学27拠点、4連携施設

- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
  - 北海道大学 情報基盤センター
  - 東北大学 サイバーサイエンスセンター
  - ★東京大学 情報基盤センター
  - 東京科学大学 情報基盤センター
  - 名古屋大学 情報基盤センター
  - 京都大学 学術情報メディアセンター
  - 大阪大学 D3センター
  - 九州大学 情報基盤研究開発センター

## 【物質・デバイス領域共同研究拠点】

- 北海道大学 電子科学研究所
- 東北大学 多元物質科学研究所
- 東京科学大学 総合研究院・化学生命科学研究所
- ★大阪大学 産業科学研究所
- 九州大学 先端物質化学研究所

## 【生体医工学共同研究拠点】

- ★東京科学大学 総合研究院・生体材料工学研究所
- 東京科学大学 総合研究院・未来産業技術研究所
- 静岡大学 電子工学研究所
- 広島大学 半導体産業技術研究所

## 【放射線災害・医科学研究拠点】

- ★広島大学 原爆放射線医科学研究所
- 長崎大学 原爆後障害医療研究所
- 福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター

## 【放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】

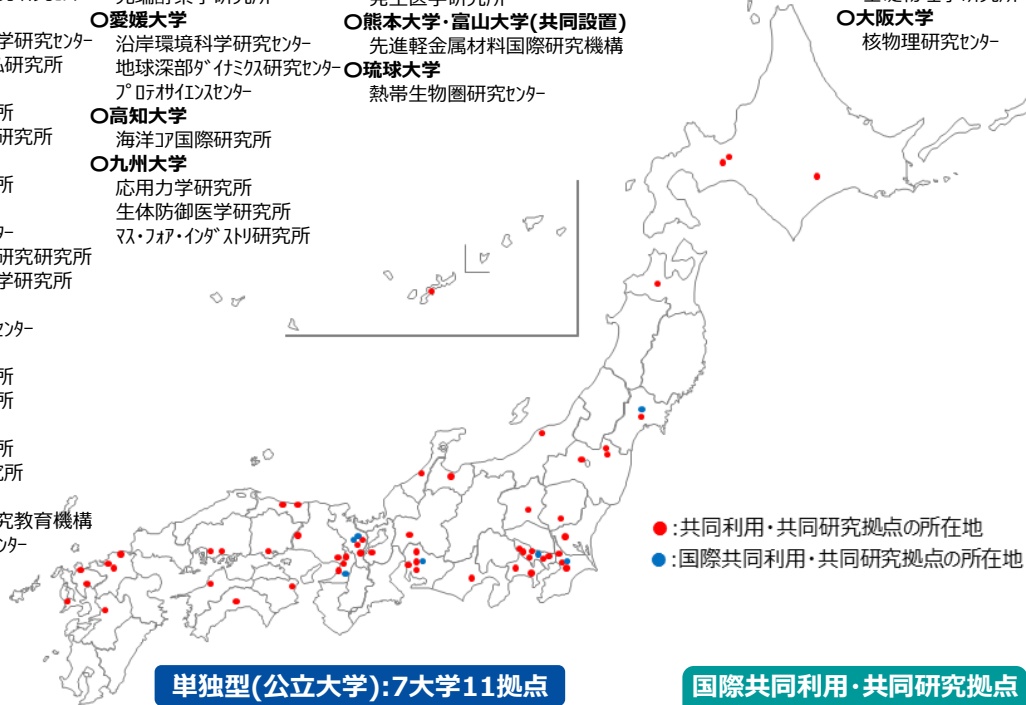
- 弘前大学 被ばく医療総合研究所
- 福島大学 環境放射能研究所
- ★筑波大学 放射線・アイトープ 地球システム研究センター
- <連携施設>
- 福島国際研究教育機構第5分野地球環境共創ユニット
- 環境科学技術研究所

## 【触媒科学計測共同研究拠点】

- ★北海道大学 触媒科学研究所
- 大阪公立大学 人工光合成研究センター
- <連携施設>
- 産業技術総合研究所触媒化学研究部門

## 【糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点】

- ★名古屋大学・岐阜大学(共同設置)
  - 糖鎖生命コア研究所
- 創価大学 糖鎖生命システム融合研究所
- <連携施設>
- 自然科学研究機構生命創成探究センター



●:共同利用・共同研究拠点の所在地  
●:国際共同利用・共同研究拠点の所在地

国立大学が 中核の拠点	拠点数 計	拠点 ネットワーク		
		単独型	拠点 ネットワーク	国際 拠点
	78	63	7	8

公私立大学が 中核の拠点	拠点数 計	拠点 ネットワーク		
		単独型	拠点 ネットワーク	国際 拠点
	27	26	0	1

# 国立大学の附置研究所・研究センター等の位置付けの変遷

- 国立大学には、特定分野の研究を継続性をもって長期的に進める附置研究所や、これに準ずる研究センター等が設置されており、学問の動向や社会の要請等に対応しつつ、高い研究水準を維持するとともに、若手研究者の育成等に貢献することが期待される。

## 法人化前

- 国立学校設置法の規定に基づき、附置研究所（施行令）、附属研究施設・センター（施行規則）を法令で位置付け。
- 附置研・センター等の設置改廃は、国の予算編成を通じて決定。

## 法人化後

### 第1期（H16～21年度）：

- 附置研究所及び全国共同利用の研究センターについては、教育研究上の基本組織として、文部科学大臣が定める各法人の中期目標（別表）に位置付け。

※附置研究所の新設等については、科学技術・学術審議会において妥当性を審議。

- 他の研究センター等については、各大学の判断で、自由に設置改廃が可能。

<平成20年7月>

附置研・センター等を「共同利用・共同研究拠点」に認定する制度を創設

### 第2～第3期（H22～R3年度）

- 共同利用・共同研究拠点等\*の認定を受けた附置研・センター等を、文部科学大臣が定める各法人の中期目標（別表）に位置付け。

\* 共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点(H30～)

- 他の附置研・センター等については、各大学の判断で、自由に設置改廃が可能。

### 第4期～（R4年度～）

- 共同利用・共同研究拠点等の認定を受けた附置研・センター等を、文部科学大臣が認可する各法人の中期計画（別表）に位置付け。

### 第1期

中期目標	
別表(学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
附置研究所	○研究科 ○研究科※

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

### 第2～3期

中期目標	
別表1(学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
別表2(共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点)	
○研究科 ○研究センター	

### 第4期～

中期計画	
別表1(学部、研究科等 収容定員)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
別表2(共同利用・共同研究拠点、国際共同利用・共同研究拠点等)	
○研究科 ○研究センター	

# 国立大学附置研究所の改組等の状況（法人化前・法人化後）

○ 国立大学における研究所等の組織の改組・転換は、法人化後、各大学の裁量により自由に行えるようになったが、**法人化後における附置研究所の改組・転換（名称変更を伴うもの）は、法人化前に比べ、必ずしも多くない。**

## 国立大学附置研究所の名称変更を伴う改組・転換の件数（法人化前・法人化後）



※ 附置研究所から大学共同利用機関等への改組・転換を含む。附置研究所の新設は含まない。

### 【参考】法人化時の附置研究所（R7現在：57研究所）

- 北海道大学  
低温科学研究所  
電子科学研究所  
遺伝子病制御研究所
- 東北大学  
金属材料研究所  
加齢医学研究所  
流体科学研究所  
電気通信研究所  
多元物質科学研究所
- 群馬大学  
生体調節研究所
- 東京大学  
医科学研究所  
地震研究所  
東洋文化研究所  
社会科学研究所  
生産技術研究所  
史料編纂所  
定量生命科学研究所  
宇宙線研究所  
物性研究所  
大気海洋研究所  
先端科学技術研究センター
- 東京科学大学  
(旧 東京医科歯科大学)  
生体材料工学研究所  
難治疾患研究所  
(旧 東京工業大学)  
化学生命科学研究所  
未来産業技術研究所  
フロンティア材料研究所  
ゼロカーボンエネルギー研究所
- 東京外国語大学  
アジア・アフリカ言語文化研究所
- 一橋大学  
経済研究所

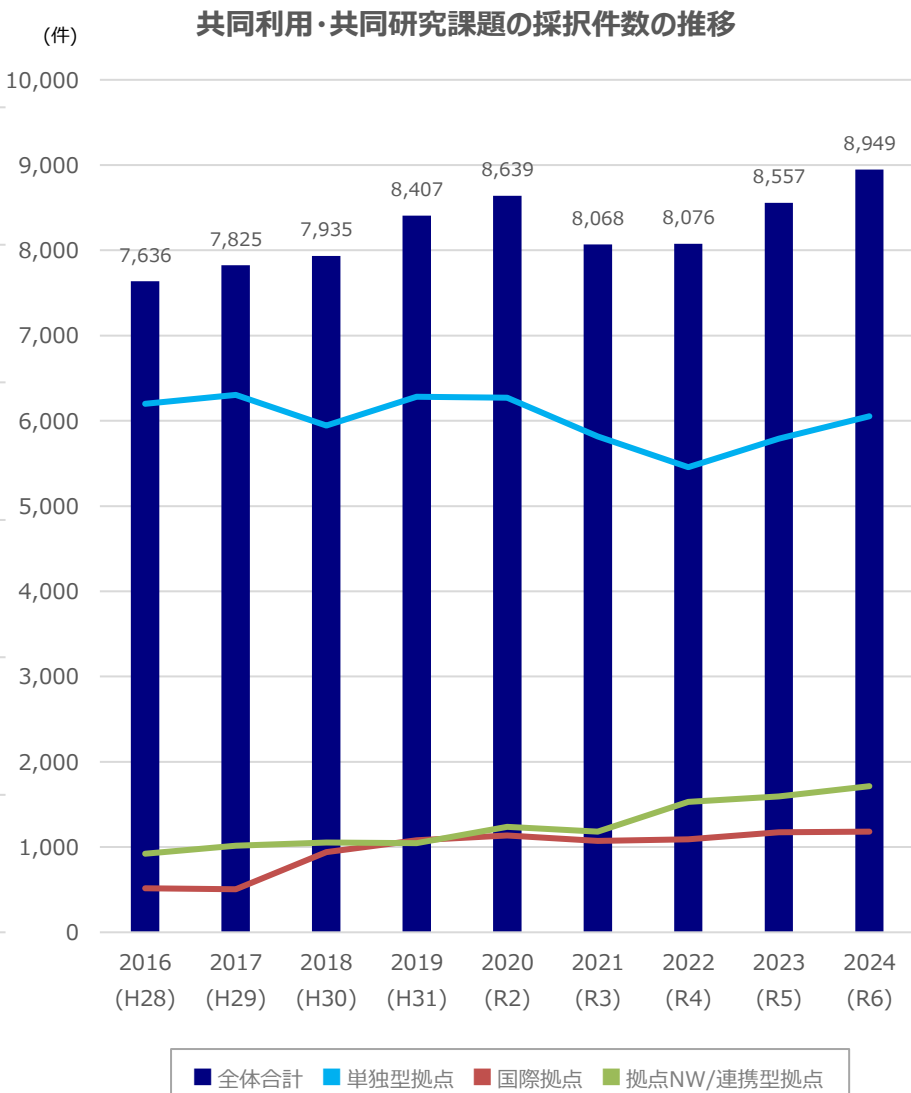
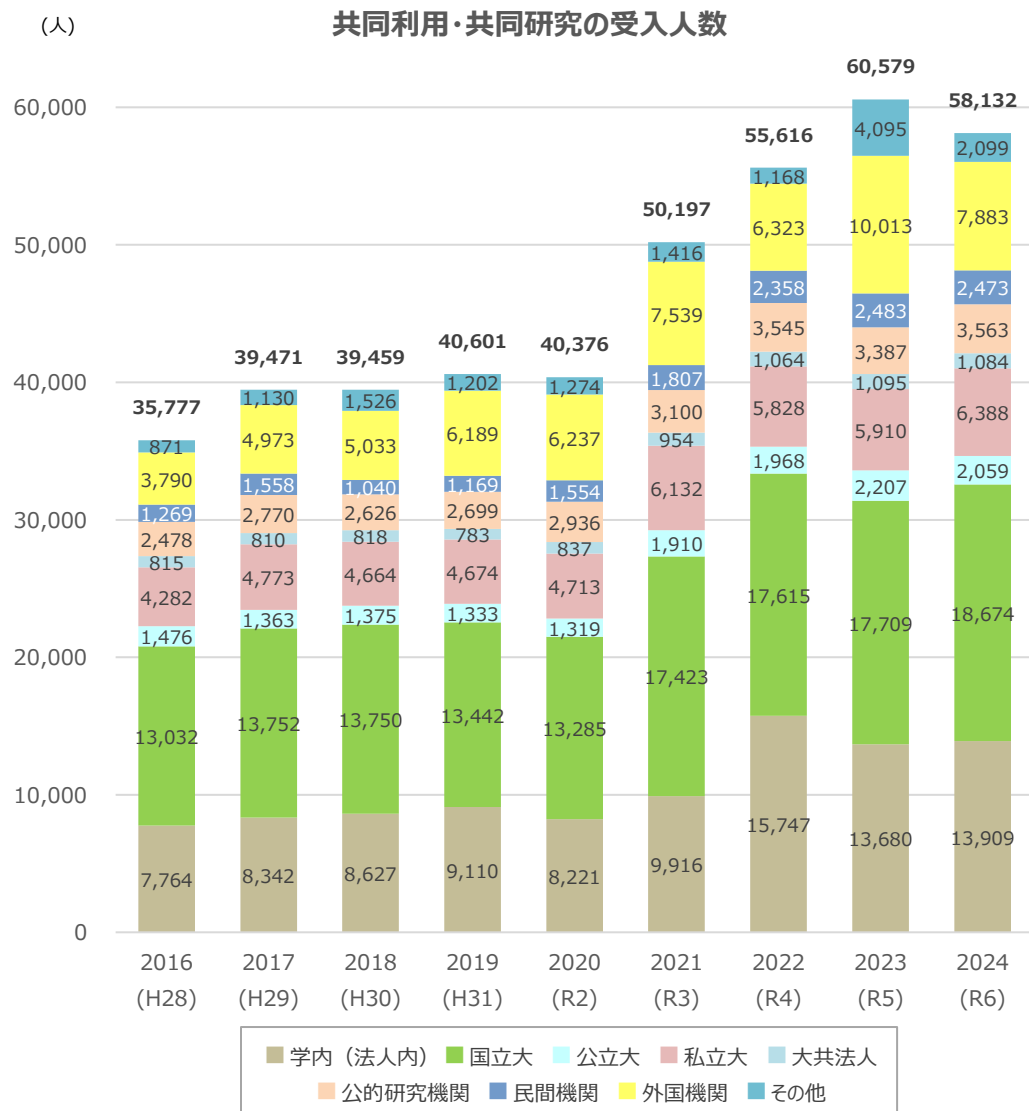
### ※ 赤字は、法人化後に名称変更を伴う改組・転換があったもの（13研究所）

- 新潟大学  
脳研究所
- 富山大学  
和漢医薬学総合研究所
- 金沢大学  
がん進展制御研究所
- 静岡大学  
電子工学研究所
- 名古屋大学  
環境医学研究所  
宇宙地球環境研究所
- 京都大学  
化学研究所  
人文科学研究所  
医生物学研究所  
エネルギー理工学研究所  
生存圏研究所  
防災研究所  
基礎物理学研究所  
経済研究所  
数理解析研究所  
複合原子力科学研究所  
東南アジア地域研究研究所
- 大阪大学  
微生物病研究所  
産業科学研究所  
蛋白質研究所  
社会経済研究所  
接合科学研究所
- 神戸大学  
経済経営研究所
- 岡山大学  
資源植物科学研究所
- 広島大学  
原爆放射線医科学研究所
- 九州大学  
生体防御医学研究所  
応用力学研究所  
先導物質化学研究所
- 長崎大学  
熱帯医学研究所

## 4. 共同利用・共同研究拠点等の成果事例や活動状況等について

# 国立大学を中核とする共同利用・共同研究拠点等の活動状況について①

- 共同研究受入人数は2021年以降大きく増加傾向にあるが、共同利用・共同研究課題の採択件数はほぼ横ばいであることから、一課題あたりの受け入れ規模が大きく拡大し、大型・多機関連携の比重が高まっている傾向がある。

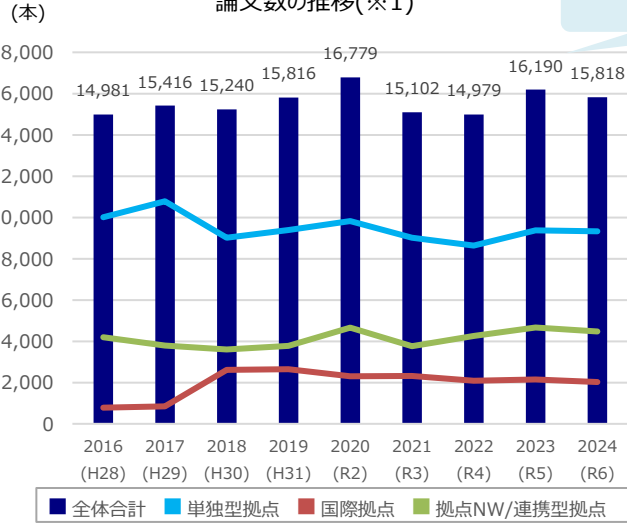


# 国立大学を中核とする共同利用・共同研究拠点等の活動状況について②

- 拠点における論文数及び科研費の獲得額・獲得件数はほぼ横ばいとなっており、研究の長期化などによるタイムラグも考慮し、引き続き成果に着目していく必要がある。
- 拠点に認定されている研究所における決算額については、経常費用、経常収益ともに、82国立大学法人全体の決算額と比較して、研究関連の比重が高いと言える。また、外部資金の獲得率も拠点に認定されている研究所の方が高い傾向がみられる。

共同利用・共同研究による成果として発表された

論文数の推移(※1)



日本全体の論文数(2023)(※2) : 83,098本  
参考: シェア 19.5%

(参考) 論文数(2023年)(※3)

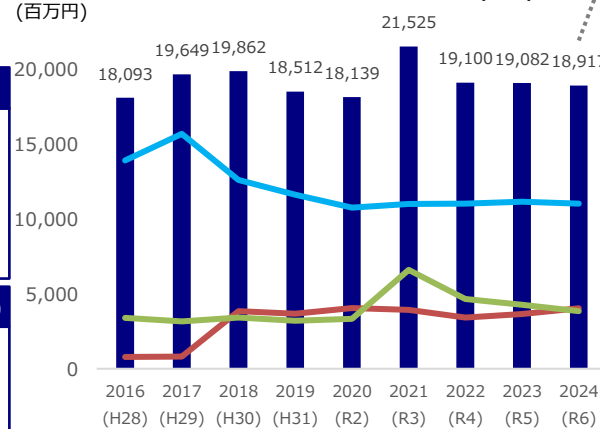
米\_スタンフォード大学 : 16,558本  
共同利用・共同研究拠点等 : 16,190本  
英\_ケンブリッジ大学 : 12,476本  
東京大学 : 12,941本  
東北大学 : 6,433本

(参考) Top10%論文数/常勤教員数(※4)

国際卓越研究大学 認定大学  
(認定に関する具体的な判断基準より  
→研究者一人当たりのTop10%論文数において、  
優れた実績(0.6本程度以上)を有すること)

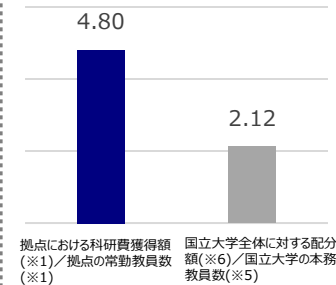
東北大学 : 0.99本  
東京科学大学 : 1.40本  
国際共同利用・共同研究拠点 : 1.66本

科研費獲得額(新規+継続)の推移(※1)

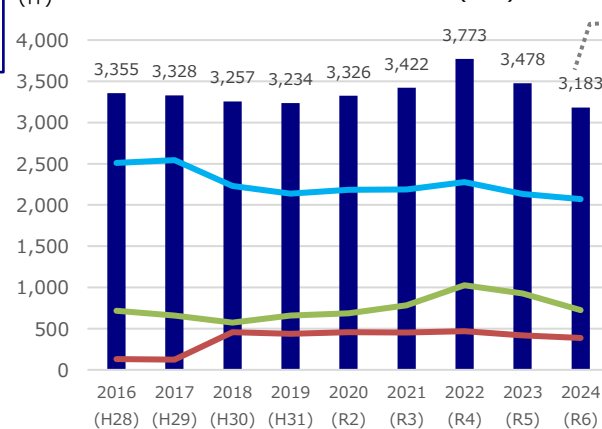


<参考値>

1人当たりの科研費獲得額(2024)

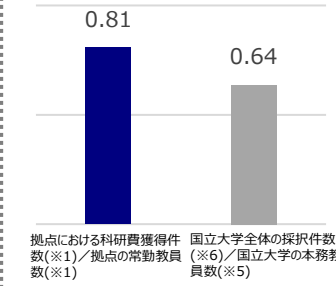


科研費獲得件数(新規+継続)(※1)



<参考値>

1人当たりの科研費獲得件数(2024)

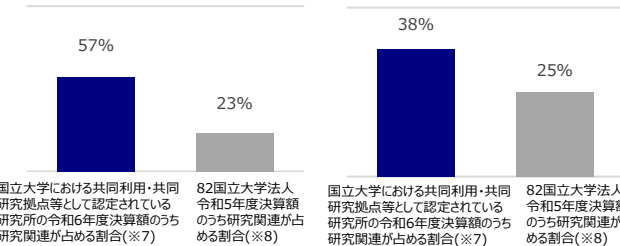


拠点に認定されている研究所における決算額

<研究関連の経常費用/経常収益について>

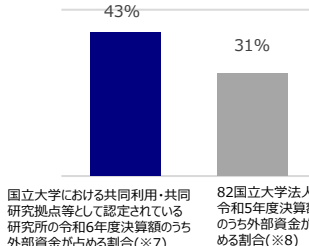
【経常費用】

【経常収益】



<外部資金の獲得について>

【経常収益】



※1 各拠点より提出された実施状況報告書を基に文部科学省大学研究基盤整備課が加工・作成。

なお、論文数については、拠点以外に所属する者のみの論文数であってもAcknowledgement(謝辞)に拠点における共同利用・共同研究による成果であるとして発表された論文は含む。また、TOP10%論文数/常勤教員数については、2020~2024の合計値を2024年の常勤教員数で割った数値。

※2 文部科学省科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標2025」を基に文部科学省大学研究基盤整備課が作成。

※3 第34回 経済社会の活カワーキング・グループ(R7.11.21) 資料3-1より

※4 文部科学省HP「科学技術・学術審議会への諮問について」(東北大学: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1288274\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1288274_00002.htm)) (東京科学大学: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1288274\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1288274_00004.htm))

※5 学校基本調査、年次統計を基に文部科学省大学研究基盤整備課が加工・作成。

※6 日本学術振興会 科研費データ(2024年12月公表)を基に文部科学省大学研究基盤整備課が加工・作成。

※7 各大学の令和6年度財務諸表のうち当該研究所の各目明細書を基に文部科学省大学研究基盤整備課が加工・作成。

※8 文部科学省HP「国立大学法人等の令和5事業年度決算について」(別紙資料集)を基に文部科学省大学研究基盤整備課が加工・作成。ただし、附属病院に係る額(経常費用においては診療経費、経常収益においては附属病院収益)は除いている。

# 国立大学を中核とする共同利用・共同研究拠点等の活動状況について②

「2025年 世界で最も影響力のある研究者トップ2%包括的リスト」に基づく、**国立大学を中核とする共同利用・共同研究拠点等に所属する専任教授のうち、約25%がトップ2%にランク入り**しており、共同利用・共同研究拠点等は高い研究力を有していることが分かる。

(出典：<https://elsevier.digitalcommonsdata.com/datasets/btchxktzyw/8>)

## 「世界で最も影響力のある研究者トップ2%包括的リスト」(スタンフォード大学・エルゼビア社共同開発)

- 少なくとも5本の論文を発表している世界中の科学者を対象とし、標準化されたC-scoreの高い順に上位2%をリスト化。
- 被引用数の対象期間の違いにより、「生涯 (career-long)」と「単年 (single recent year)」の2つの区分で分析が行われている。  
(「生涯」区分は2024年末までのデータが対象。「単年」区分は2024年中に受けた被引用数のデータが対象。)

## 「Composite-score」

文献データベース「Scopus (スコープス)」のデータに基づき、22の科学分野と174のサブ分野に分類し、各サブ分野で、以下の6つの要素を組み合わせて算出される。

- ① Total citations : 全論文の被引用数
- ② H-index : 一定数以上引用された論文数を示す指標
- ③ Hm-index : 共著者数を考慮したh-indexの調整版
- ④ Citations to single-author papers : 単著論文の被引用数
- ⑤ Citations to single or first-author papers : 単著または筆頭著者としての論文の被引用数
- ⑥ Citations to single, first, or last-author papers : 単著、筆頭著者、または責任著者としての論文の被引用数

研究者の「著者としての貢献度」や「研究の独立性」も加味されている点が特徴。単に大量の共著論文に名前が載っているだけでは高評価にはならず、筆頭著者や単著論文での引用も重視されるため、**研究の質と主導性が反映される設計**になっている。

(※1)

(※1)

	分類	該当人数
世界全体	調査対象研究者総数	11,516,650
	トップ2%ランク入り研究者総数	230,333
上位国	【1位】アメリカ合衆国	87,858
	【2位】イギリス	20,573
	【3位】中国	13,855
		香港の1,481人含む
	【4位】ドイツ	12,165
	【5位】カナダ	9,589
	【6位】日本	8,731
	【7位】オーストラリア	8,025
	【8位】フランス	7,285
	【9位】イタリア	6,839
【10位】オランダ	4,755	

	分類	該当人数
日本	日本全体	8,731
	大学	6,857
	大学共同利用機関法人	90
	国立研究開発法人	612
	国立高等専門学校	20
	企業・独立行政法人・民間病院等	1,162

## 拠点における専任教授のtop2%研究者数(生涯)及び割合について (※2)

専任教授数	うち、トップ2%研究者数	割合
984	248	約25%

※1 物質・デバイス領域共同研究拠点 調べ(2026年3月時点)。

※2 放射線災害・医科学研究拠点/物質・デバイス共同研究拠点 調べ(2026年3月時点)。

専任教授数は各研究所・センター又は各大学が公開している教員名簿等を参照した。特任教授、兼任教授、名誉教授は除いた(現在も所属機関で活動しているノーベル賞受賞者は含む)。

文系(人文社会系)の研究所・センターは調査対象外とした。

トップ2%研究者リストの所属と現在の所属とが異なる場合には、同一人物であることを確認後、現在の所属でカウントした。

※3 出典:学校基本調査、年次統計

# 共同利用・共同研究拠点の成果事例等について

## 大型研究装置の共同開発、 共同利用・共同研究への貢献

### 東京大学 物性研究所

- 電磁濃縮法による世界最高磁場1200テスラを発生するマグネット、世界最高のエネルギー分解能の軟X線レーザー光電子分光システム、世界最高レベルの輝度の中性子高効率非弾性散乱装置、高輝度放射光軟X線分光システム、多様なニーズに応えるためのスーパーコンピュータシステム等、最先端の研究設備・装置の高度化による卓越した国際拠点としての機能を有する。

### 大阪大学 核物理研究センター

- 世界最高水準のミュオン生成効率を実現する日本で唯一の連続時間構造ミュオンビーム供給施設を有する。物性・材料研究から天文学・考古学まで幅広い分野の共同利用・共同研究に活用。

### 大阪大学 レーザー科学研究所

- 我が国独自の技術を活用し、100J/100Hzの高繰り返しパワーレーザーを開発。また、大型レーザー施設(LFEX)に核融合スタートアップ企業の出資により新たな集光用装置を整備。当該拠点独自のレーザービーム位相整合技術によって、世界一のエネルギー密度を達成し、競争力の高い装置として世界的ネットワークを担う。

### 九州大学 応用力学研究所

- プラズマ境界力学実験装置(QUEST)をはじめとする共同実験施設を整備し、研究室単位では到底実施できないような大型実験を少ない経費で効率的に実施できる体制を整えている。

## 貴重な資料などの 共同利用・共同研究への貢献

### 東北大学 加齢医学研究所

- ヒト高齢期に相当する24か月齢マウスを飼育し、若齢マウスとセットで共同研究に提供。さらに、250名分の呼気凝縮液や血漿を収集する等、老化研究に必要な貴重な生体試料の基盤を整備。

### 東京大学 史料編纂所

- 日本史資料を各種データベース(750万件)や史料画像デジタルアーカイブ(2,100万件)として研究資源化。当該分野のコミュニティのみならず、関連分野の研究者や広く市民・社会へ公開・発信。

### 新潟大学 脳研究所

- ブレインバンク拠点として国内最大級のヒト脳組織リソースを保管し、多施設と連携して解析を進めている。蓄積された標本資源は、国内外の共同研究基盤として活用されている。

### 京都大学 野生動物研究センター

- 世界規模のチンパンジー・ボノボ研究飼育施設を有し、先端機器を用いた心理学的研究の推進と動物福祉学の実践を行う。また、野生動物遺伝資源データベースや野外観察施設等を運用してフィールドとラボを融合した国際的保全研究を展開。

### 愛媛大学 沿岸環境科学研究センター

- 生物・環境試料保存基盤「es-BANK」を活用し、国内外多数の大学・研究機関に試料を提供。試料は環境科学分野にとどまらず、多様な研究分野で広く活用されており、es-BANKは実効性の高い共同利用基盤として機能。

## 研究者コミュニティ内の議論の 活性化への貢献

### 東北大学 金属材料研究所

- 材料工学・物質科学研究を軸に理学・工学の研究者が分野横断的に共同研究を行う体制を整え、基礎から応用までを一体的に推進する研究戦略を内外の研究者コミュニティと共有するとともに、国際的COEとして大型施設・設備を計画的に整備し、幅広く提供することで、総合知の創出と、新分野の開拓、人材育成を推進している。

### 名古屋大学・岐阜大学 糖鎖生命科学連携 ネットワーク型拠点

- 糖鎖研究を核に生命科学・医学・化学・情報科学など幅広い分野の研究者を結集。共通のデータ基盤整備や国際シンポジウムの開催を通じて分野横断的な議論を活発化させ、コミュニティ全体の結束を図っている。

### 鳥取大学 乾燥地研究センター

- 共同研究発表会の際に実施するアンケートで得られた要望を参考にしながら、設備更新等も含め改善に向けた検討を行っている。

# 共同利用・共同研究拠点の成果事例等について

## 特色ある取組み／優れた研究成果等

### 京都大学 数理解析研究所

- 年間約4,000名（うち約400名が海外研究者）が来訪し、**活発な国際共同研究**を実施。「訪問滞在型研究」を通じ、**将来の国際的なリーダーを育成**するとともに、**当該分野の世界的研究動向に柔軟かつ速やかに対応**し、**先端的研究成果に繋がっている**。
- **30年以上にわたり未解決であった「密度6分の5予想」**を、**数学的な議論とコンピュータによる膨大な場合分け検証とを組み合わせた新たな手法で証明**。これは、**数理科学とコンピュータの新たな関係を開く一例**でもある。

### 北海道大学 低温科学研究所

- オリンパスと共同で「**氷結晶表面の水1分子高さのステップを可視化するレーザー共焦点微分干渉顕微鏡**」を世界で**唯一開発**。
- パインアイランド/スウェイツ棚氷の融解が、**海流と海底の相互作用によって決定されていること**を世界で初めて明らかにした。**海洋の渦状循環が温かい海水を湧昇させ棚氷を融かす新仮説**であり、「**西南極損失の氷は人為起源の外洋の西風による**」という仮説を白紙に戻す発見と言える。

### 東京大学 宇宙線研究所

- 国際共同研究の多数採択と**多国籍研究者参加、海外拠点運用、若手支援、外国人対応URA配置など、国際的ハブとしての実務的体制と実績**を上げている。
- **スーパーカミオカンデとT2Kによるニュートリノ振動の統合解析**を実施し、**ニュートリノ質量階層が通常の順序である可能性や、CP対称性の破れの兆候**がより明確に示された。**次世代実験への重要なステップとなる成果**である。

## 異分野融合／企業等との連携／社会・地域の活性化への貢献 に関する成果

### 生体医歯工学共同研究拠点(NW型)

- 東京科学大学生体材料工学研究所、同大学未来産業技術研究所、広島大学半導体産業技術研究所、静岡大学電子工学研究所の**連携研究機関の機能融合**により、**生体医歯工分野の先進的共同研究を推進**し、我が国の**生体材料、医療用デバイス、医療システムなどの実用化を促進する拠点形成を目的としたNW型拠点**。**医療分野に加えて機械、電気、情報、化学など異分野の企業等との産学連携の推進により医歯学分野の基盤強化を推進**している。

### 琉球大学 熱帯生物圏研究センター

- 生物多様性豊かなサンゴ礁、マングローブ林のフィールド、**亜熱帯環境下での実験水槽、圃場や温室を利用した飼育実験環境を持つ拠点**。**沖縄科学技術大学院大学、NTTコミュニケーションズと共同で、水中ドローンによる採水と環境DNAメタバーコーディング解析を組み合わせたサンゴ多様性評価手法を開発し、アクセスが困難なサンゴ礁の深場海域に適用**した。本手法は、**潜水調査を行うことなく、水中ドローンによる採水から多様なサンゴ属を検出可能とする、画期的なアプローチ**である。

### 筑波大学 つくば機能植物イノベーション研究センター

- 有用素材開発、農業の省力化技術、**機能性植物の開発に向けた基盤的共有技術の産学共同開発や、バイオモノづくりのための基盤技術開発、共生微生物を活用した植物の社会実装研究を進めるとともに、「宇宙開発利用加速化戦略プログラム（スターダストプログラム）」の採択を受け、植物研究の新たな領域に挑戦**している。

## 5. 審議の観点・評価項目等について

## （認定の基準）

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。第五号、第六号及び第八号において同じ。）が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 二 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 三 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
  - イ 当該申請施設を置く大学の職員
  - ロ 関連研究者
  - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 四 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 五 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 六 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 七 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 八 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。第六号、第七号及び第九号において同じ。）が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。
- 二 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。

- 三 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
    - イ 当該申請施設を置く大学の職員
    - ロ 関連研究者
    - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
  - 四 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。
  - 五 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
  - 六 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
  - 七 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
  - 八 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
  - 九 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
  - 十 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。
- 3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。
- 4 申請施設が他の申請施設と研究ネットワークを形成し、その共通の課題等(以下「ネットワーク共通課題」という。)に関する共同利用・共同研究を一体的に推進しようとする場合であつて、次の要件に該当するときは、第一項第三号又は第二項第三号の運営委員会等については、当該申請施設及び当該他の申請施設が共同で設置することで足りるものとする。
- 一 複数の申請施設の研究ネットワークにおいて、ネットワーク共通課題への取組について中核的な役割を担う一の申請施設(以下「中核施設」という。)が明確に定められていること。
  - 二 複数の申請施設がネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の課題等の募集及び採択、関連研究者への情報の提供その他の活動を共同で実施することにより、それぞれの共同利用・共同研究拠点等としての機能が強化されることが見込まれること。
  - 三 異なる分野の研究を目的とする複数の申請施設が研究ネットワークを形成する場合にあつては、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合を図るための研究を実施するものとしていること。
- 5 第一項の認定及び第二項の認定は、同一の申請施設(その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。)について重ねて行わないものとする。

# 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）①

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

## 【共同利用・共同研究拠点】

### ①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。（規程第2条第1項第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

### ②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。（規程第3条第1項第1号、第4項2号及び3号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
  - ・ 競争的資金の採択状況
  - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
  - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
  - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか（例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど）。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 当該分野における各拠点の特徴
  - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
  - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
  - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
  - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）②

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

### ③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。（規程第3条第1項第2号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数等）。

### ④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

（規程第3条第1項第3号関連）

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか（例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか）。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか（例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど）。

### ⑤共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。（規程第3条第1項第4号関連）

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）③

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

### ⑥共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第1項第5号、第4項第1号関連）

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

### ⑦全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。（規程第3条第1項第6号関連）

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
  - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
  - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
  - ・ 申請施設における研究の成果
  - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）④

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

### ⑧共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。（規程第3条第1項第7号及び8号関連）

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか（例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など）。

### ⑨各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献していくのか（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）。
- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

### ⑩研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

### ⑪以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。（学校教育法施行規則第143条の3第2項関連）

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。

# 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）①

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

## 【国際共同利用・共同研究拠点】

### ①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。（規程第2条第1項第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

### ②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。（規程第3条第2項第1号、第4項2号及び3号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
  - ・ 競争的資金の採択状況
  - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
  - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
  - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して国際的に中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として国際的に中核的な研究施設であると認められるか（例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど）。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する国際的な共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する国際的な共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 当該分野における各拠点の特徴
  - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
  - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
  - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
  - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）②

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

### ③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであるか。

#### （規程第3条第2項第2号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものであるか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数等）。うち海外の研究機関に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。

### ④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

#### イ 当該申請施設を置く大学の職員

#### ロ 関連研究者

#### ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

#### （規程第3条第2項第3号関連）

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか（例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、世界中の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか）。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか（例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど）。

### ⑤当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第2項第4号関連）

- 申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）③

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

### ⑥共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。（規程第3条第2項第5号関連）

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。
- 国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか。

### ⑦共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第2項第6号、第4項第1号関連）

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員等が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）④

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

### ⑧国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。（規程第3条第2項第7号関連）

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、国内外の研究者へ広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
  - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
  - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
  - ・ 申請施設における研究の成果
  - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

### ⑨共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、国内外の多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。（規程第3条第2項第8号及び9号関連）

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 国内外から多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか（例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など）。

### ⑩将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。（規程第3条第2項第10号関連）

- 若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。
- 国際的な研究ネットワークのアクとなる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。
- 国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。
- 若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。

## 新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）⑤

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

### ⑪各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

### ⑫研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

### ⑬以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における国際的に中核的な拠点として認められるか。（学校教育法施行規則第143条の3第2項関連）

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、国際的な拠点形成の必要性があるか。

# 分野について①

- 令和7年度からの新規認定及び第4期中期目標期間における中間評価に係る審査は、下記6つの専門委員会において審議を行った。
- なお、どの分野で審査を受けるかについては、各申請施設が選択することとした。

## 理工学系（大型設備利用型）

中間評価：14拠点、新規申請：3拠点

### <中間評価 14拠点>

■東北大学(電子光理学研究センター)、■筑波大学(計算科学研究センター)、■東京大学(素粒子物理国際研究センター)、■東京大学(物性研究所)、■京都大学(複合原子力科学研究所)、■京都大学(生存圏研究所)、■大阪大学(レーザー科学研究所)、■広島大学(放射光科学研究センター)、■高知大学(海洋コア国際研究所)、■九州大学(応用力学研究所)、■佐賀大学(海洋エネルギー研究所)、■東京大学中核(学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点(ネットワーク型))、■東北大学(金属材料研究所)※、■東京大学(宇宙線研究所)※

### <新規認定審査 3拠点>

## 理工学系（共同研究型）

中間評価：23拠点、新規申請：3拠点

### <中間評価 23拠点>

■北海道大学(低温科学研究所)、■東北大学(電気通信研究所)、■東北大学(流体科学研究所)、■千葉大学(環境リモートセンシング研究センター)、■東京大学(空間情報科学研究センター)、■東京大学(地震研究所)、■東京科学大学(総合研究院フロンティア材料研究所)、■金沢大学(環日本海域環境研究センター)、■名古屋大学(宇宙地球環境研究所)、■名古屋大学(未来材料・システム研究所)、■京都大学(エネルギー理工学研究所)、■京都大学(基礎物理学研究所)、■京都大学(防災研究所)、■大阪大学(接合科学研究所)、■岡山大学(惑星物質研究所)、■愛媛大学(地球深部ダイナミクス研究センター)、■九州大学(マス・フォア・インダストリ研究所)、■熊本大学・富山大学(先進軽金属材料国際研究機構)、■大阪大学中核(物質・デバイス領域共同研究拠点(ネットワーク型))、■北海道大学中核(触媒科学計測共同研究拠点(ネットワーク型))、■京都大学(数理解析研究所)※、■京都大学(化学研究所)※、■大阪大学(核物理研究センター)※

### <新規認定審査 3拠点うち、2拠点が令和7年度から新規認定>

■京都大学(理論物理学国際研究拠点)※、■名古屋大学(宇宙地球環境研究拠点)※

※は国際共同利用・共同研究拠点、青字は令和7年度から新規認定された拠点

### 医学・生物学系（医学系）

中間評価：18拠点、新規申請：3拠点

#### <中間評価 18拠点>

■北海道大学(遺伝子病制御研究所)、■北海道大学(人獣共通感染症国際共同研究所)、■東北大学(加齢医学研究所)、■群馬大学(生体調節研究所)、■千葉大学(真菌医学研究センター)、■東京科学大学(総合研究院難治疾患研究所)、■新潟大学(脳研究所)、■金沢大学(がん進展制御研究所)、■京都大学(医生物学研究所)、■大阪大学(微生物病研究所)、■徳島大学(先端酵素学研究所)、■愛媛大学(プロテオサイエンスセンター)、■九州大学(生体防御医学研究所)、■長崎大学(高度感染症研究センター)、■長崎大学(熱帯医学研究所)、■熊本大学(発生医学の共同研究拠点)、■広島大学中核(放射線災害・医科学研究拠点(ネットワーク型))、■東京大学(医科学研究所)※

#### <新規認定審査 3拠点>

### 医学・生物学系（生物学系）

中間評価：11拠点、新規申請：4拠点

#### <中間評価 11拠点>

■帯広畜産大学(原虫病研究センター)、■筑波大学(つくば機能植物イノベーション研究センター)、■東京大学(大気海洋研究所)、■京都大学(生態学研究センター)、■京都大学(野生動物研究センター)、■大阪大学(蛋白質研究所)、■鳥取大学(乾燥地研究センター)、■岡山大学(資源植物科学研究所)、■愛媛大学(沿岸環境科学研究センター)、■琉球大学(熱帯生物圏研究センター)、■名古屋大学・岐阜大学中核(糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点(ネットワーク型))

#### <新規認定審査 4拠点>

## 人文・社会科学系

中間評価：7拠点、新規申請：2拠点

### <中間評価 7拠点>

■北海道大学(スラブ・ユーラシア研究センター)、■東京大学(史料編纂所)、■東京外国語大学(アジア・アフリカ言語文化研究所)、■一橋大学(経済研究所)、■京都大学(経済研究所)、■京都大学(人文科学研究所)、■大阪大学(社会経済研究所)

### <新規申請 2拠点>

## 異分野融合系

中間評価：5拠点、新規申請：4拠点

### <中間評価 5拠点>

■筑波大学(ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター)、■名古屋大学(低温プラズマ科学研究センター)、■京都大学(東南アジア地域研究研究所)、■東京科学大学中核(生体医歯工学共同研究拠点(ネットワーク型))、■筑波大学中核(放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点)

### <新規申請 4拠点>

## 公私立大学における共同利用・共同研究拠点

令和6年度実施期末評価：10拠点、令和6年度実施中間評価：4拠点、新規申請：3拠点

### <期末評価 10拠点>

■会津大学(宇宙情報科学研究センター)、■大阪公立大学(数学研究所)、■和歌山県立医科大学(みらい医療推進センター)、■東京農業大学(生物資源ゲノム解析センター)、■法政大学(野上記念法政大学能楽研究所)、■東京工芸大学(風工学研究センター)、■立命館大学(アート・リサーチセンター)※、■京都芸術大学(舞台芸術研究センター)、■大阪商業大学(JGSS 研究センター)、■関西大学(ソシオネットワーク戦略研究機構)

### <中間評価 4拠点>

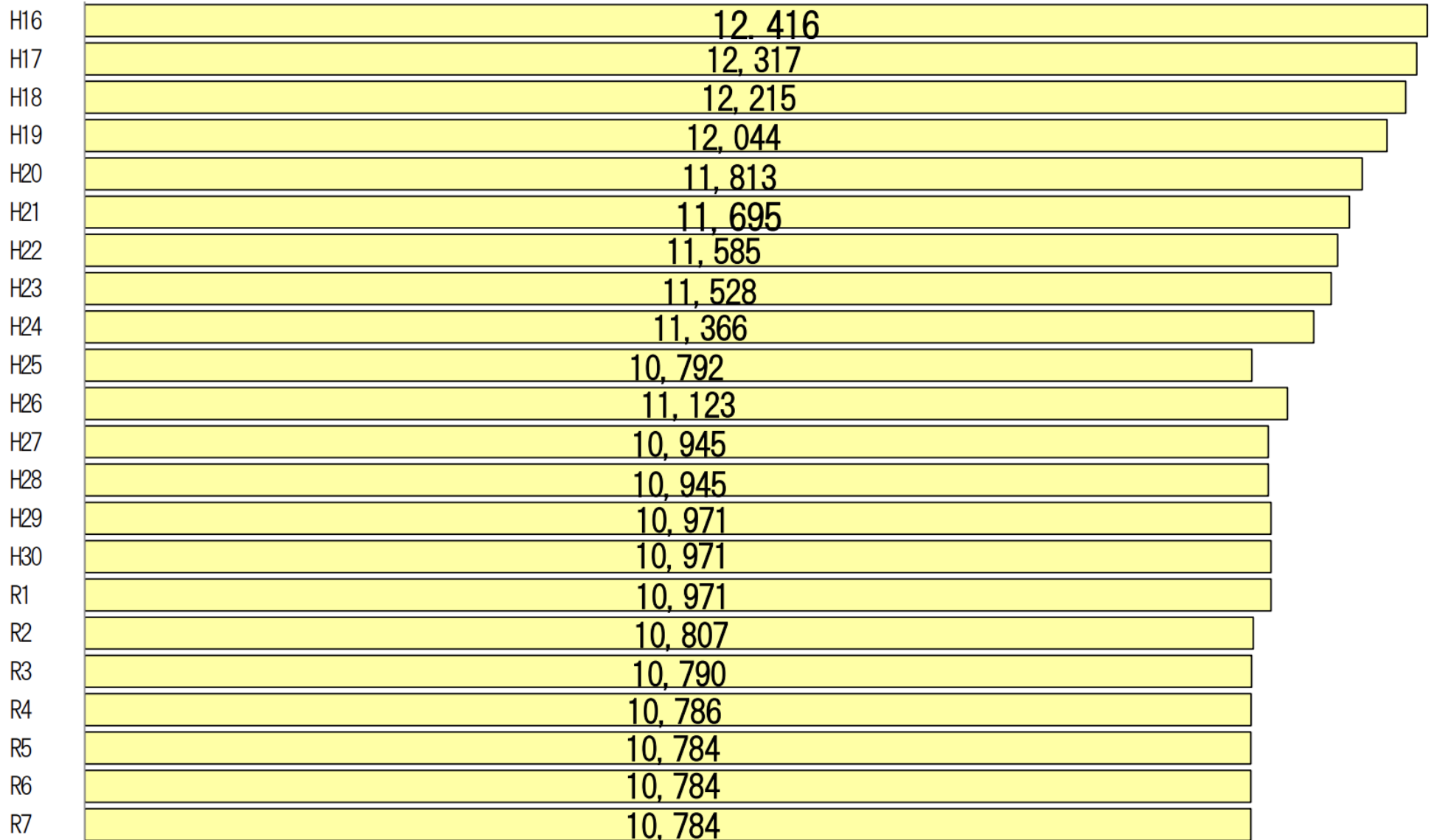
■名古屋市立大学(不育症研究センター)、■北九州市立大学(環境技術研究所先制医療工学研究センター、計測・分析センター)、■慶應義塾大学(パネルデータ設計・解析センター)、■藤田医科大学(医科学研究センター)

### <新規申請 3拠点>

## 6. 学術研究組織の改革及び 共同利用・共同研究拠点に対する 支援の状況について

# 国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



(注) グラフは当初予算額の推移。

平成25年度、平成26年度予算額には、国家公務員の給与減額措置の影響による増減がある。

平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。

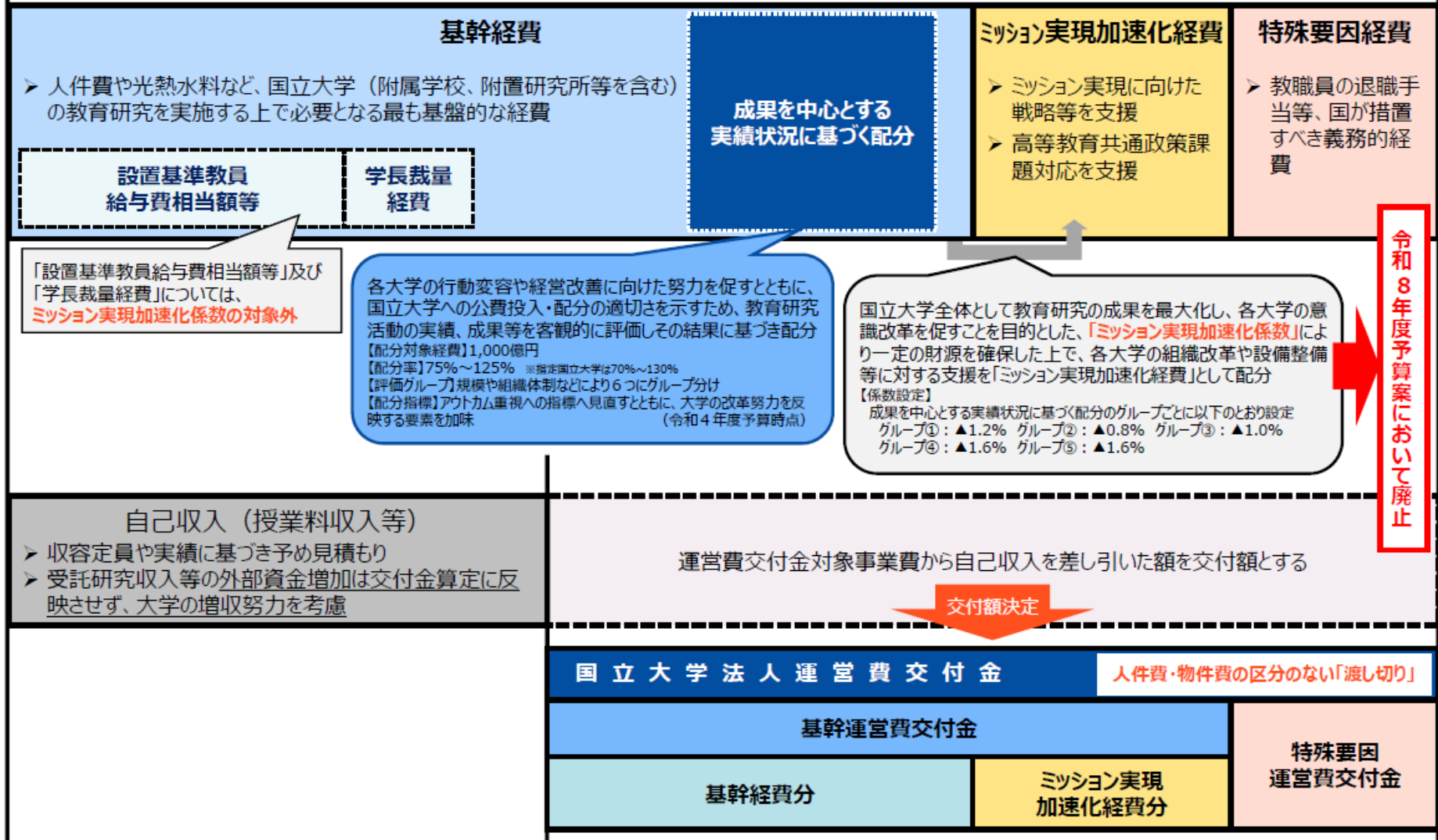
令和2年度予算から、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分を内閣府に計上。

(参考) 令和6年度補正予算 [国立大学等における教育研究基盤の強化等] : 180億円

※このほか、災害復旧等：40億円、GIGAスクール構想の推進：26億円を計上

# 第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

運営費交付金対象事業費（教育研究の確実な実施に必要な支出額）



令和8年度予算案において廃止

# 国立大学改革の推進

令和8年度予算額（案）

国立大学法人運営費交付金 1兆971億円（前年度予算額 1兆784億円）

※国立大学経営改革促進事業からの組替（53億円）を含む



文部科学省

令和7年度補正予算額 486億円

（国立大学法人運営費交付金 421億円 ※設備災害復旧費（1億円）を含む）  
国立大学法人設備整備費補助金 66億円

- ▶ 国立大学法人運営費交付金は、各大学の**安定的・継続的な教育研究活動を支える基盤的経費**
- ▶ 令和8年度当初予算（案）において、**過去最大※の増額（対前年度比188億円増）**となる**1兆971億円を計上**
- ▶ 物価上昇等が継続する中においても、国立大学における**基礎研究の充実、文理融合、学長による経営改革及び自己収入確保策の強化**を図る取組を支援

※平成26年度当初予算における東日本大震災による国家公務員の給与減額支給措置の終了に伴う増額を除くと、過去最大

## 安定的・継続的な教育研究活動の支援

### 物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持

- ▶ 物価・人件費の上昇等が継続する中でも、各大学が**優秀な人材の確保や教育研究活動を実施するために必要な基幹経費を支援**
- ▶ 「ミッション実現加速化係数」（毎年度自動的に係数をかけて各大学が財源拠出し、教育研究組織整備等に充当する仕組み（約100億円））を廃止

### 教育研究設備等の整備

- ▶ DX化を通じた業務効率化に資する設備や、老朽化が深刻な**教育研究基盤設備の整備等を支援**

### 【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り開く**世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引**
- ② 変化する社会ニーズに応じた**高度専門人材の育成**
- ③ **地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興**

※国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月4日 文部科学省）より抜粋



## ミッション実現に向けた改革等の推進

### 基礎研究の充実などの国立大学の機能強化

- ▶ ・貴重な知的資産を創造し、イノベーションの源泉となる**基礎研究の充実**
- ▶ ・社会経済課題の多様化・複雑化に対応するための**文理融合**の取組の推進
- ▶ ・共同研究の推進など**自己収入確保策の強化**等の各大学の**機能強化に向けた取組を支援**

### 学長による経営改革の促進

- ▶ 学長のリーダーシップにより、各大学のミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、**先導的な経営改革や自己収入確保策の強化等に取り組む大学を支援**

### 世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進、共同利用・共同研究拠点の強化

- ▶ 人類未踏の研究課題に挑み、**世界の学術研究を先導する大規模プロジェクト**や、文部科学大臣が認定した**共同利用・共同研究拠点の活動等を支援**

### 成果を中心とする実績状況に基づく配分

- ▶ 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すため、**教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施（前年度から変更なし）**

（配分対象経費：1,000億円  
配分率：75%～125%（指定国立大学法人は70%～130%））

（担当：高等教育局国立大学法人支援課）

## 「共同利用・共同研究拠点」制度について

- 個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進。
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公立を問わず、**大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）

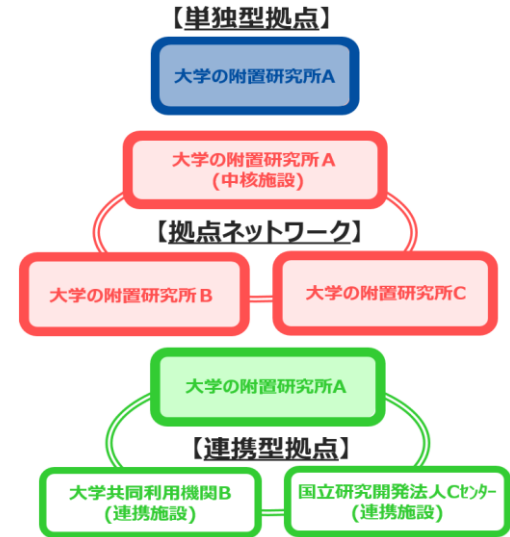


我が国の学術研究の基盤強化と新たな展開

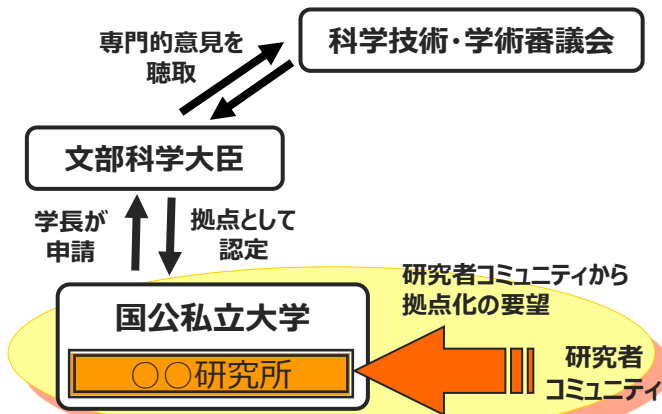
## 制度の特徴

### 3つのタイプの拠点を認定

- ① 単独型拠点**
  - ② 拠点ネットワーク**  
複数拠点の研究ネットワークにより構成
  - ③ 連携型拠点**  
大学以外の研究施設（大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等）が「連携施設」として参画
- 国際的な拠点を別途、「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



## 制度の仕組み



- 第4期中期目標期間（令和4年度～）においては、**78拠点を認定**（共同利用・共同研究拠点72拠点、国際共同利用・共同研究拠点6拠点）
- 認定後、科学技術・学術審議会において**中間評価、期末評価を実施**

## 令和8年度予算（案）の概要

### 共同利用・共同研究支援分（認定経費）

- 個々の大学の枠を越えた大学全体の研究力強化を一層加速するため、第4期中期目標期間においても、**拠点の基盤的な共同利用・共同研究活動経費を引き続き支援**
- 学術や社会の動向に応じた拠点活動の更なる活性化のため、**拠点のネットワーク化の促進、共同研究サポート経費の充実、期末評価結果の予算への反映等に係る支援を引き続き実施**

### 共同利用・共同研究支援分（課題等対応分）

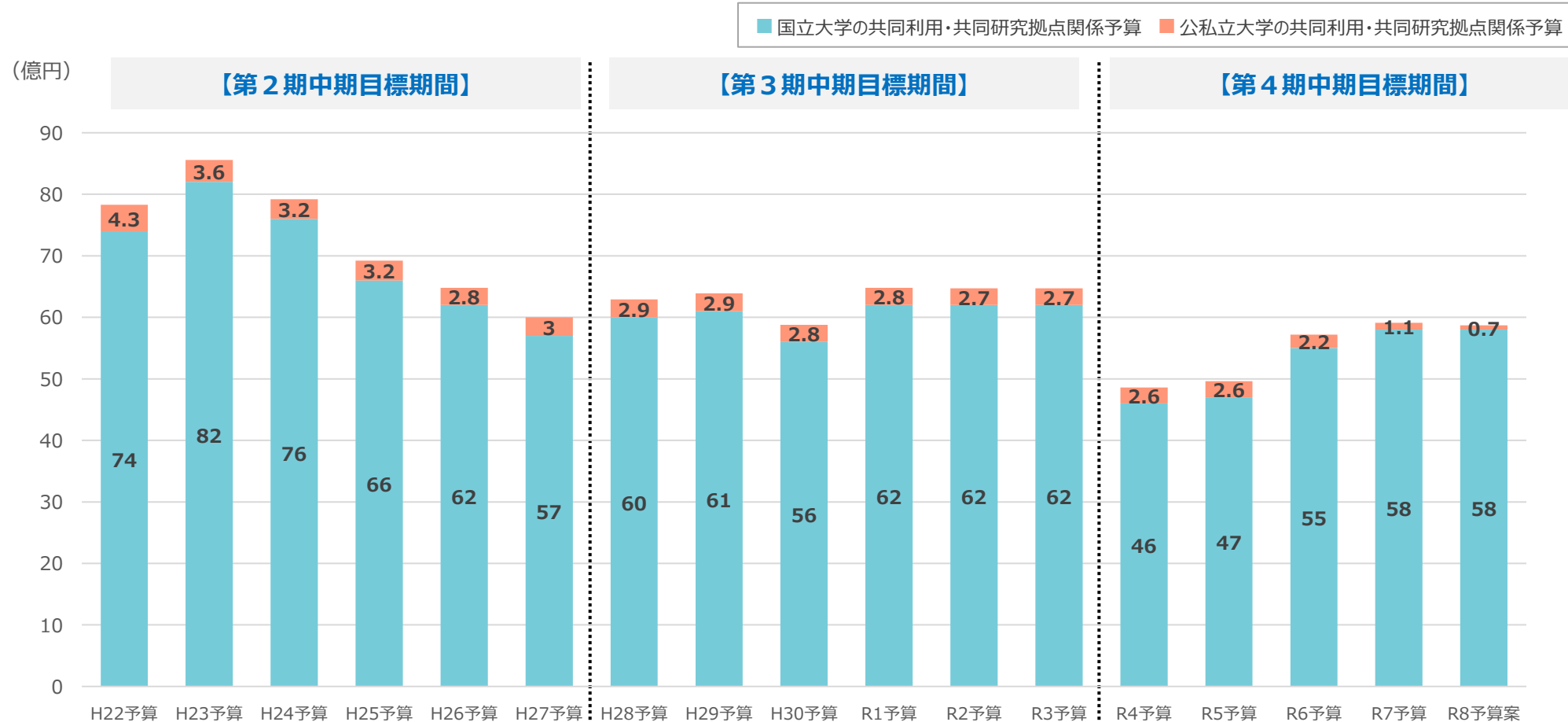
- 共同利用・共同研究機能を有する研究組織が担う、**中長期的な国際協力や国の政策的な方針等の課題に対応する学術的な取組**について、個別の課題等に応じて必要な経費を計上。

# 共同利用・共同研究拠点関係予算額の推移

共同利用・共同研究拠点関係予算は、国立、公私立ともに減少傾向にある一方、各拠点においては、共同利用・共同研究に係る活動に伴い、予算額以上の経費がかかっている現状がある。

<参考> 拠点の認定を受けている国立大学における研究施設の共同利用・共同研究拠点としての活動に係る経費(※)は、令和6年度合計で約146億円。

(※)・・・拠点の認定を受けている国立大学における研究施設の共同利用・共同研究拠点としての活動に係る経費は、「令和6年度実施状況報告書」【研究施設の決算額】のうち、【運営委員会経費】、【共同研究費】、【共同研究旅費】を集計した額であり、人件費等は含まない。

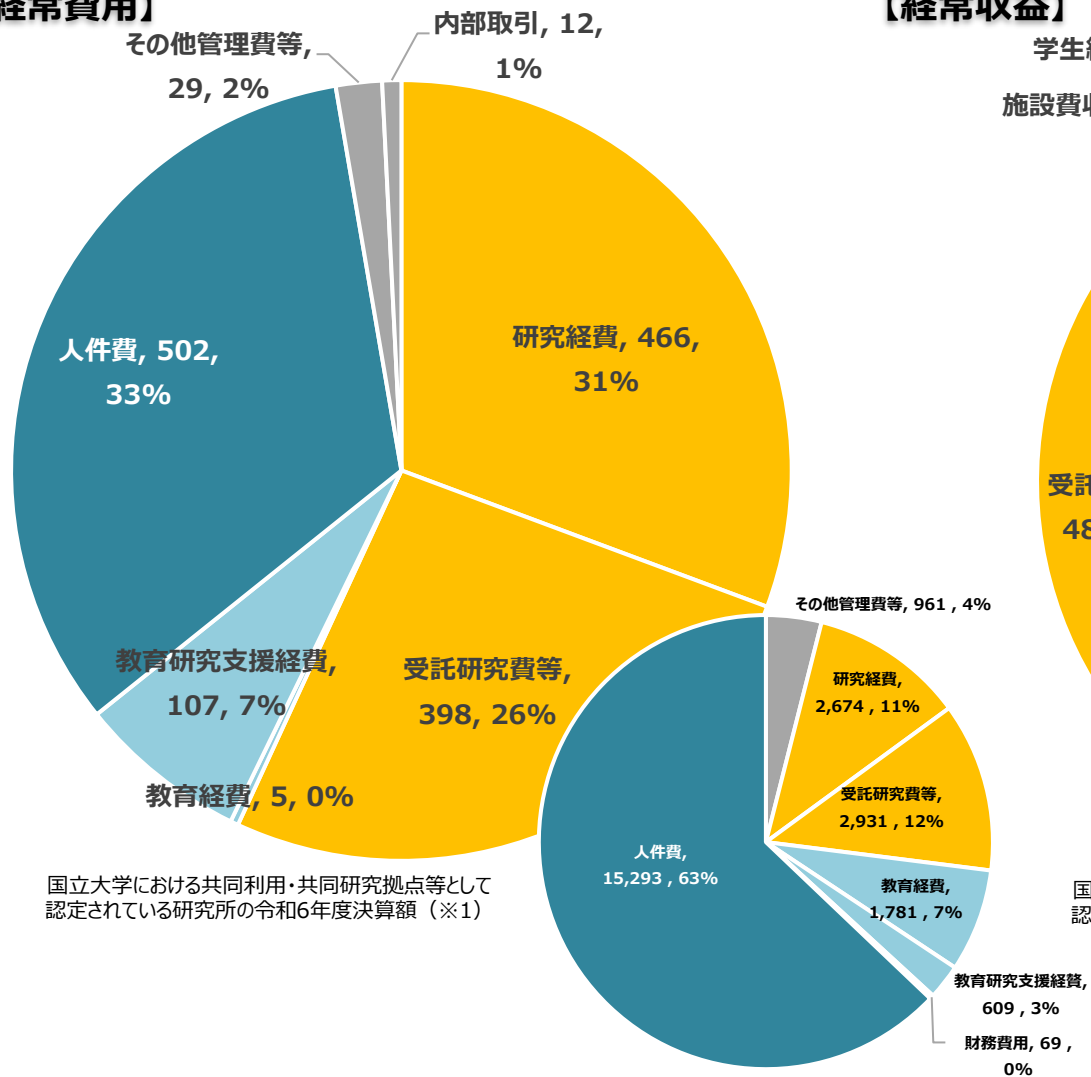


拠点数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国立	70	74	74	77	77	77	77	77	77	79	79	79	78	78	78	78	78
公私立	9	9	9	13	18	22	26	28	30	29	28	28	29	30	29	27	26

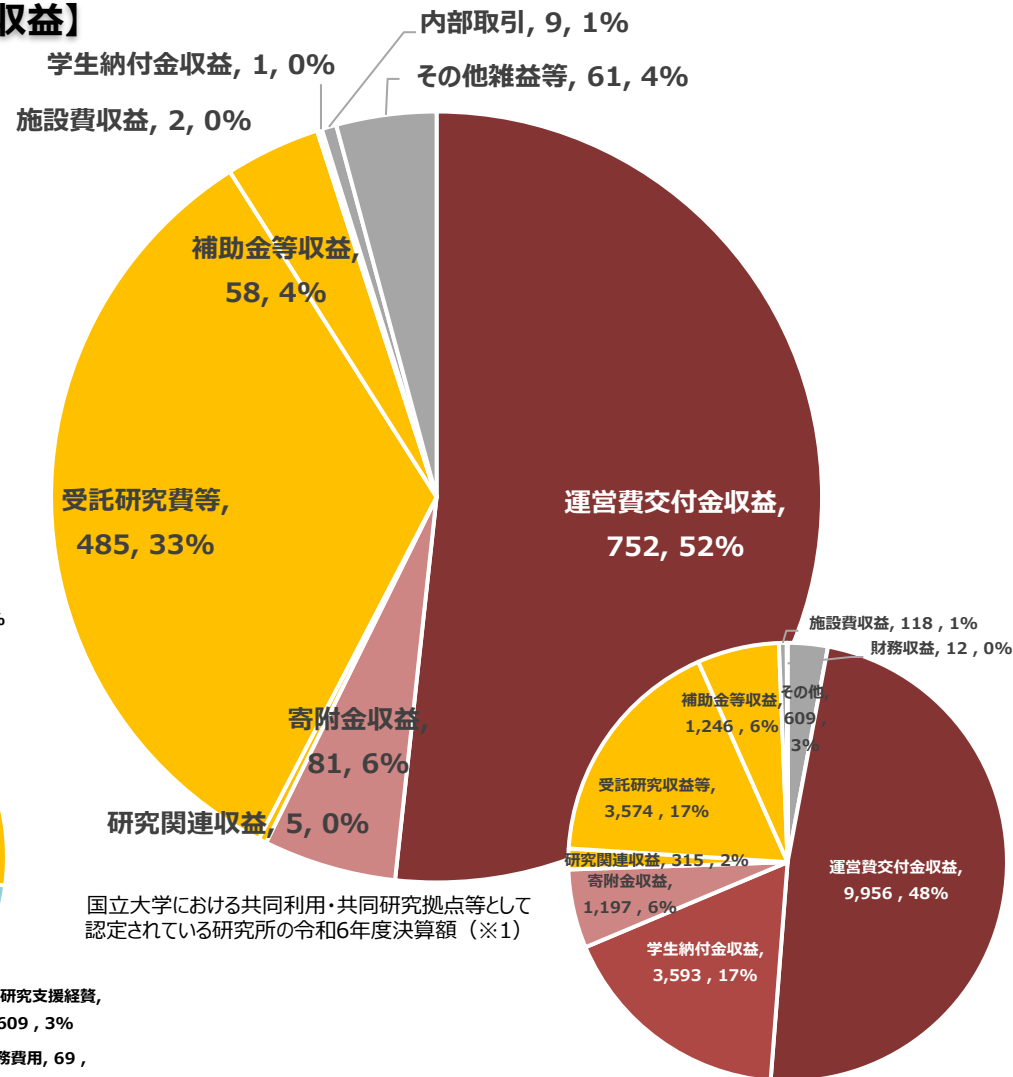
# 共同利用・共同研究拠点等として認定されている研究所等の決算額について

- 経常費用については、人件費(33%)に次いで、研究関連(研究経費・受託研究費等)が合計で約57%を占めており、費用の過半が研究活動関連に配分されている。
- 経常収益については、研究関連(受託研究費等・補助金等収益・研究関連収益)が約37%を占め、運営費交付金収益に次いで主要な構成要素となっている。
- 経常費用、経常収益ともに、82国立大学法人全体の決算額と比べ、研究関連の比重が高いと言える。

## 【経常費用】



## 【経常収益】



(参考) 82国立大学法人 令和5年度決算額 (※2)

(参考) 82国立大学法人 令和5年度決算額 (※2)

※1 (出典) 各大学の令和6年度財務諸表のうち当該研究所の各目明細書より集計。

※2 (出典) 文部科学省HP「国立大学法人等の令和5事業年度決算について」別紙資料集より。ただし、附属病院に係る額(経常費用においては診療経費、経常収益においては附属病院収益)は除いている。

# 共同利用・共同研究システム形成事業

令和8年度予算額（案）	8億円
（前年度予算額）	7億円
令和7年度補正予算額	52億円



文部科学省

## 背景

- 我が国全体の研究力を底上げするには、大規模な研究大学の支援にとどまらず、**全国の国公立大学等に広く点在する研究者のポテンシャルを引き出す**必要がある。他方で、各大学単位の成長や競争が重視される中、大学の枠にとどまらない研究組織の連携が進みにくい状況がある。
- 我が国では、**個々の大学の枠を超えて大型・最先端の研究設備や大量・希少な学術資料・データ等を全国の研究者が共同利用・共同研究する仕組みが整備**され、学術研究の発展に大きく貢献してきている。

## 目的

- 各研究分野単位で形成された共同利用・共同研究体制について、**分野の枠を超えた連携による、新しい学際研究領域のネットワーク形成・開拓促進**に加え、**中規模研究設備の整備による共同利用・共同研究体制の強化・充実**や、**先端研究設備の集積・自動/自律化・遠隔化による新たな共同利用サービスの実現**によって、我が国における研究の厚みを大きくするとともに、全国的な次世代の人材育成や意欲・能力ある研究者を支援する。【令和5年度より事業開始】

## 事業概要



### 組織・分野を超えた新しい学際研究ネットワークの形成

#### 学際領域展開ハブ形成プログラム 5.5億円（前年度：5.5億円）

大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等がハブとなって行う、**異分野の研究を行う大学の研究所や研究機関と連携した学際共同研究、組織・分野を超えた研究ネットワークの構築・強化・拡大**を推進。

- 【支援内容】学際的共同研究費、共同研究マネジメント経費等
- 【支援額】5千万円基準
- 【支援期間】最長10年間（中間年度にステージゲートを設定）



### 共同利用・共同研究機能の中核を担う新規技術・設備 開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備 大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム 【令和7年度補正予算額 10億円】

大学の枠を超えて、**学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備**により、**共同利用・共同研究体制の強化・充実**を推進。

- 【支援内容】設備の整備に係る経費
- 【支援額】10億円（1件あたり上限5億円）
- 【支援件数】2件程度



### 公立大学の共同利用・共同研究拠点の機能強化

#### 特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム 0.7億円（前年度：1.1億円）

文部科学大臣の認定を受けた**公立大学の共同利用・共同研究拠点を対象に、拠点機能の更なる強化**を図る取組等を支援。

- 【支援内容】運営委員会経費、共同研究旅費、シンポジウム開催経費等
- 【支援額・支援期間】以下の2種類の支援メニューを設定
  - ・機能強化支援(1拠点あたり上限3千万円・3年間支援)
  - ・スタートアップ支援(1拠点あたり上限4千万円・3年間支援)
- 【R8採択件数】機能強化支援1件（継続2件）



### 大規模なオートメーション/クラウドラボの形成による 新たな共同利用サービスの実現 大規模集積研究システム形成先導プログラム 1.6億円【令和7年度補正予算額 42億円】

**先端研究設備の大規模集積・自動/自律化・遠隔化と一体的な研究支援により、意欲・能力ある研究者が時間・空間を超えて、組織や分野を問わず共創するAI時代にふさわしい新たな研究システムを形成。**

- 【支援内容】大規模集積研究システムの整備及び運用に係る経費
- 【支援額】1.6億円（令和7年度補正予算額 42億円）
- 【支援期間】4年間
- 【支援件数】1件

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～  
（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現  
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（4）先端科学技術の推進  
（略）先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を推進する仕組みを構築する。研究データの活用を支える情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

V. 科学技術・イノベーションの強化  
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

①大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援  
（略）研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備できない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を進めるとともに、技術専門人材の育成、情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

統合イノベーション戦略2025  
（令和7年6月6日閣議決定）

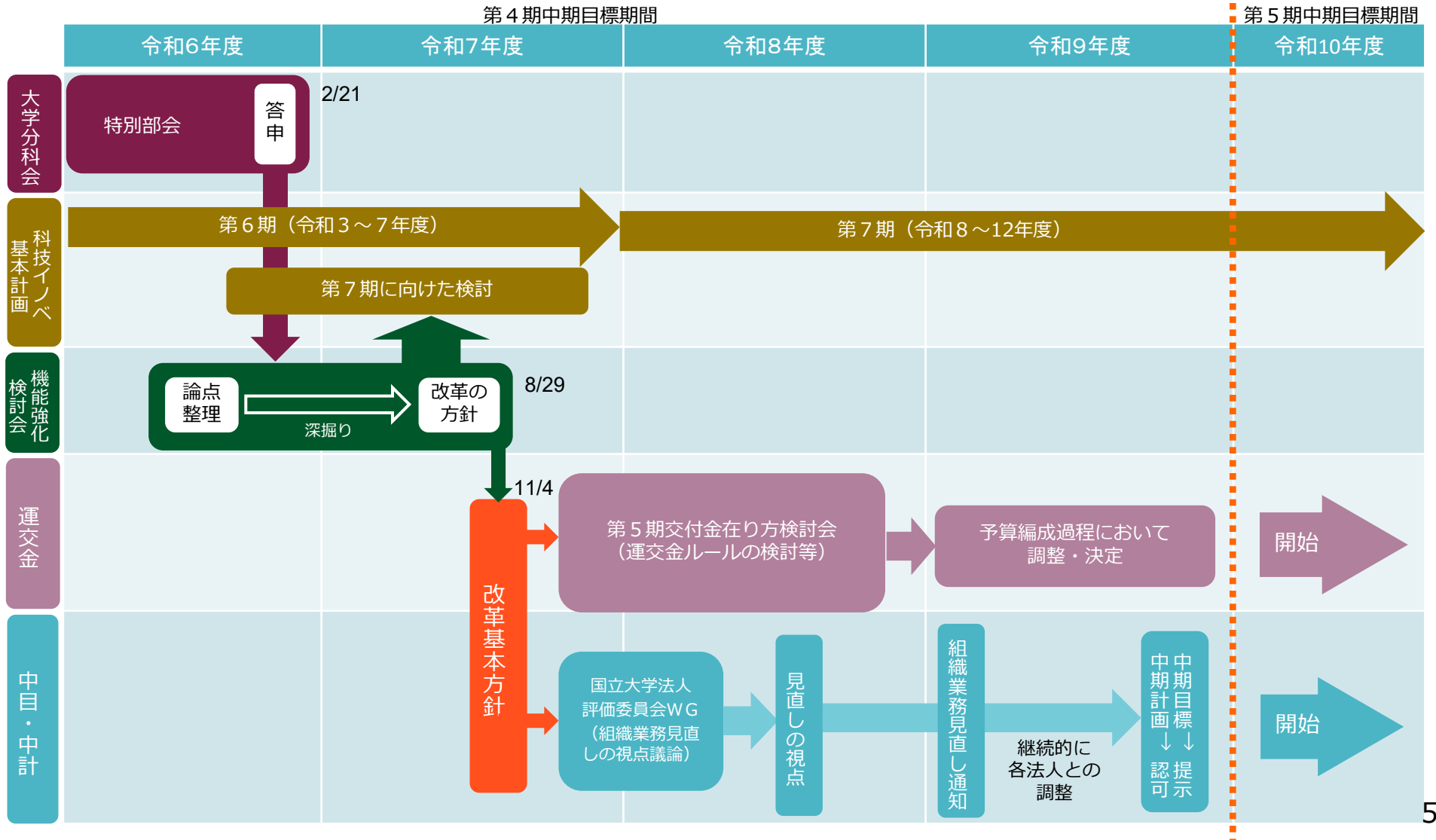
2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速  
（2）知の基盤（研究力）と人材育成の強化（地域中核・特色ある研究大学振興）  
（略）「学際領域展開ハブ形成プログラム」による組織・分野を超えた研究ネットワークの形成を進める。

②研究施設・設備の強化、オープンサイエンスの推進  
（2）研究力強化、人材育成・確保  
（略）中規模研究設備については、組織の枠を超えた効率的・効果的な活用を目指す設備に対して重点的な支援方を推進する。

3. 第7期基本計画に向けた議論も踏まえた取組の推進  
（2）研究力強化、人材育成・確保  
①大学等の運営・研究基盤の強化  
（略）さらに、共用の場を活かした先端計測・分析機器等の開発や、大学共同利用機関における先端研究設備の大規模集積・自動化・自律化・遠隔化と併走支援の一体的な提供により、研究環境の高度化・高効率化を進める。

# 国立大学法人等の機能強化に向けた検討スケジュール（イメージ）

- ✓ 第5期中期目標期間に向けて、国立大学法人等の機能強化に向けた検討会において「改革の方針」を取りまとめ（令和7年8月29日）。
- ✓ 当方針を踏まえ、文部科学省においては、「改革基本方針」を提示（令和7年11月4日）。
- ✓ 期またぎのタイミングで設置している交付金在り方検討会及び評価委員会WG（組織業務の見直し）において制度の詳細を検討。



## 7. 拠点のネットワーク化について

# 今後のネットワーク型共同利用・共同研究拠点の在り方について（抜粋）

令和2年12月2日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

## 1. 我が国の学術研究における共同利用・共同研究の推進の意義と制度

- 大学及び大学共同利用機関を中心に行われている学術研究は、研究者の自由な発想を源泉として真理の探究を目指し、新たな知の創出、継承、発展により我が国のみならず人類社会の持続的発展の基盤を形成するものであり、共同利用・共同研究を促進する共同利用・共同研究拠点制度（以下「拠点制度」という。）は、国公私立大学を通じた多様な学術研究の推進の観点から、大学の研究ポテンシャルを最大限活用し、効果的・効率的に共同利用・共同研究を推進する制度として平成20年度に創設された。

## 2. 拠点制度におけるネットワーク型拠点

- 現状におけるネットワーク型拠点の認定に当たっては、それを構成する各研究機関（以下「構成機関」という。）がそれぞれ申請書を提出し、それぞれに対して認定が行われている。拠点組織の管理運営や共同利用・共同研究の全体方針の策定、課題の選定等を行う運営委員会等は、当該ネットワーク型拠点全体として設置されている。平成27年度には類型が追加され、大学共同利用機関や国立研究開発法人等の研究機関も連携施設として構成機関の一部となる、連携ネットワーク型拠点の制度が開始された。

## 3. ネットワーク型拠点の有効性

- ネットワーク型拠点は、学術の発展や研究の多様化に応じ柔軟に組織を編成することが可能であること、研究の深まりに伴う新たな研究課題やそれを遂行する共同研究グループの設定が比較的行いやすいこと、構成機関の編成により異分野融合や新たな学問領域の創成に向けた取組の促進が期待されること等の有効性が考えられる。

## 4. 今後の展開と課題

### （1）ネットワーク型拠点について

- 研究者コミュニティの中核として共同利用・共同研究を実施するための一体的な機能を有することは特に重要である。また、共同利用・共同研究の目的や拠点としての運営等についての意思の疎通を十分図ることが必要である。
- 学術研究の深まりに伴う新たな研究課題の設定、異分野融合や新たな学術領域の創成等の点から、今後の国立大学法人の第4期中期目標期間を見据え、拠点制度においては、ネットワーク型拠点の整備を推進することが、その機能強化の観点からも必要である。
- ネットワーク型拠点の評価については、単独型拠点と同様の当該分野における中核性のほか、その特性を考慮し、複数の構成機関による機能の発揮等についても適切に評価されることが必要である。
- ネットワーク型拠点は、複数の大学における研究施設から拠点を形成することとなるが、各研究施設を設置する大学の機能強化にも資することが重要である。
- 国からネットワーク型拠点への支援については、その構成機関の規模や共同利用・共同研究の内容、利用者に提供する研究資源等の内容に応じて、適切なものとする必要がある。

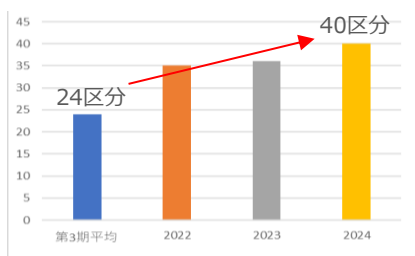
### （2）その他

- 共同利用・共同研究の質の維持や財政的な観点から拠点数が増え過ぎることのないよう、現在の拠点数を一つの基準として適切な規模で検討することが必要である。

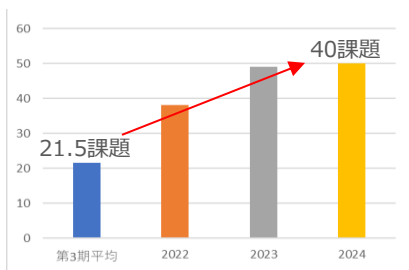
# ネットワーク型共同利用・共同研究拠点の成果事例等について

## 学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

- ▶ 北海道大学情報基盤センター、東北大学サイバーサイエンスセンター、東京大学情報基盤センター、東京科学大学情報基盤センター、名古屋大学情報基盤センター、京都大学学術情報メディアセンター、大阪大学D3センター、九州大学情報基盤研究開発センターの連携とそれを核としたほか組織の連携によるmdx（データ利活用社会創成プラットフォーム）の開発・運用をはじめ、超大規模情報基盤を用いた学際的研究を展開。
- ▶ 8構成機関が協力することで**広範な分野の課題を支援**。
- ▶ 共同研究または資源利用する拠点が**複数の課題（複数拠点連携課題）を推進**。



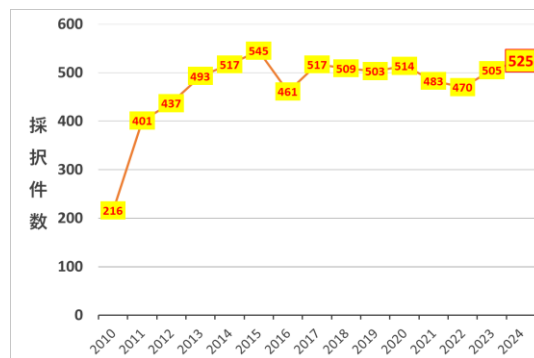
▲共同研究者の研究分野数



▲複数拠点連携課題数

## 物質・デバイス領域共同研究拠点

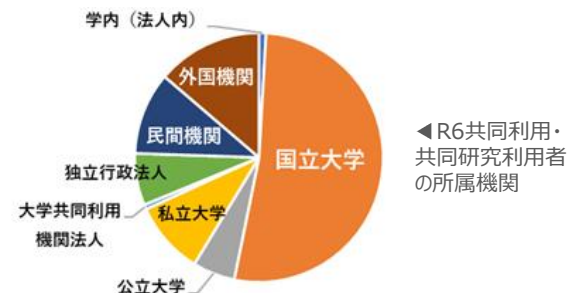
- ▶ 北海道大学電子科学研究所、東北大学多元物質科学研究所、東京科学大学総合研究院・化学生命科学研究所、大阪大学産業科学研究所、九州大学先導物質化学研究所の5研究所が連携し、物質・デバイス領域の基礎から応用までを一体的に推進する共同研究拠点ネットワークである。**最先端装置の操作ノウハウを共有する技術ネットワークを有し、利用者の研究効率向上と先端研究の加速に寄与している。**
- ▶ 本拠点では、**PIが複数研究所を受入先として選択できる柔軟な仕組みを備え、研究の進展に応じて設備利用や参画研究者を拡張できる点が特徴である。異分野研究者との連携を円滑にし、研究分野を跨ぐ協働や融合研究を実現している。**
- ▶ **研究分野を跨る研究連携・異分野融合を実現する仕組みのプロトタイプ。**



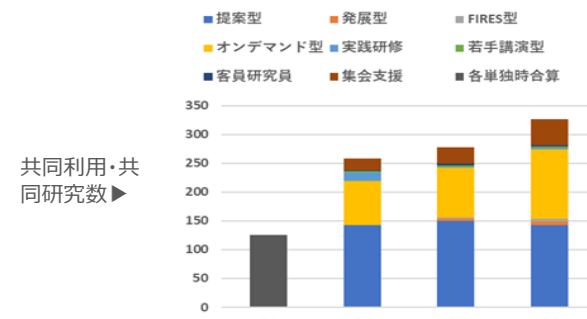
▲公募研究 採択件数

## 触媒科学計測共同研究拠点

- ▶ 北海道大触媒科学研究所、大阪公立大人工光合成研究センター、産業技術総合研究所触媒化学研究部門が連携し、多様な学術分野（触媒・資源化学、有機化学、生物学、光触媒、分光学、データ科学）が融合した触媒研究を行う拠点。
- ▶ ネットワークを組んだことにより、**共同研究数が増加するとともに、利用者の所属が多様化している。**※単独拠点時(R3)と比べ、共同研究数は127件から334件に増加(263%)。産総研との連携の効果もあり、利用者割合のうち民間企業が1%から11%に増加。



◀R6共同利用・共同研究利用者の所属機関



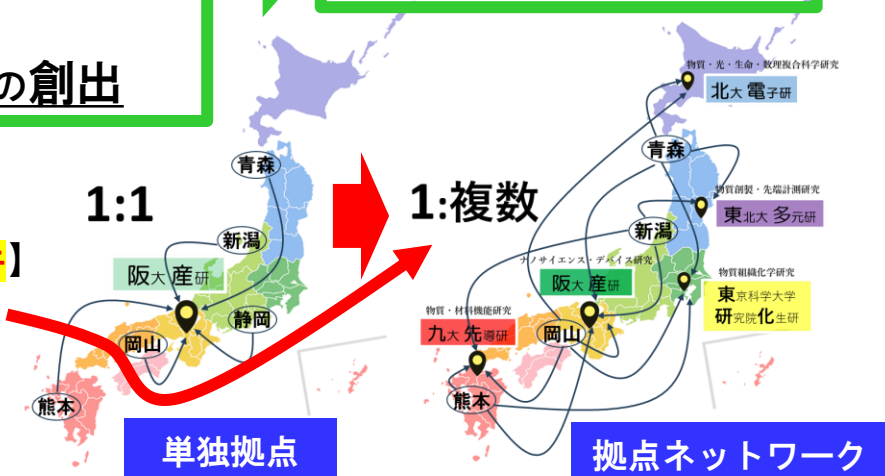
共同利用・共同研究数 ▶

# 拠点ネットワークの体制は共同利用・共同研究拠点制度の理念に馴染む

物質・デバイス領域共同研究拠点→5拠点間の本格的連携

- 三大特徴**
- ①異分野融合研究の促進
  - ②スケールメリットを生かした柔軟な資源配分
  - ③個々の研究機関では実現できない研究成果の創出

我が国全体の**学術研究**の更なる発展に大きく**寄与**できる



## ① 異分野融合研究の促進

- 要素1: 多数・多様な共同研究【年間~500件, 累積~8000件】
- 要素2: 複数研究所への柔軟なアクセス【大きな自由度】

## ② スケールメリットを生かした柔軟な資源配分

スケールメリット: 人・装置・場所のシェアリング (=資源配分) が可能

- 人**
- 教員 526人, 技術職員 204人, 事務職員 282人 (2025年度末)
  - 員数比例で**卓越リーダー(top2%研究者)**の数が必然的に**多くなる**



**装置**

- 豊富なラインアップ(装置数>200)
- 研究所間で**装置の融通可能**

**緊急事態の融通対応**

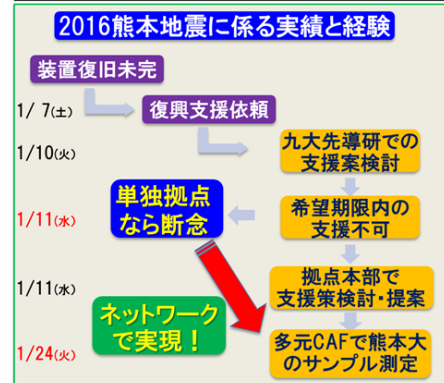
**場所**

- 実験室, 機械・ガラス工場, 広報情報インフラ, 会議室, セミナー室, 図書館等の**共用**

**ネットワーク型ならではの迅速な復旧・復興支援!**

復旧サポート:  
・被災研究者・学生へオフィス環境を提供

復興サポート:  
・5研究所所有の共通機器の無償提供  
・緊急共同研究課題の募集



●近郊拠点で支援不可でも**他拠点で支援可** ●能登半島地震(2024)・福島県沖地震(2022)・大阪地震(2018)等で機能

(続き)

# ③個々の研究機関では実現できない研究成果の創出 複数研究所への柔軟なアクセス

【拠点ネットワークの最大メリット】は、共同研究課題の大多数が、1[利用者]:1[受入教員]体制であっても、研究目的達成のために、【[受入教員]を介して、[利用者]が他の構成研究所の研究者の研究支援を仰げること】である。

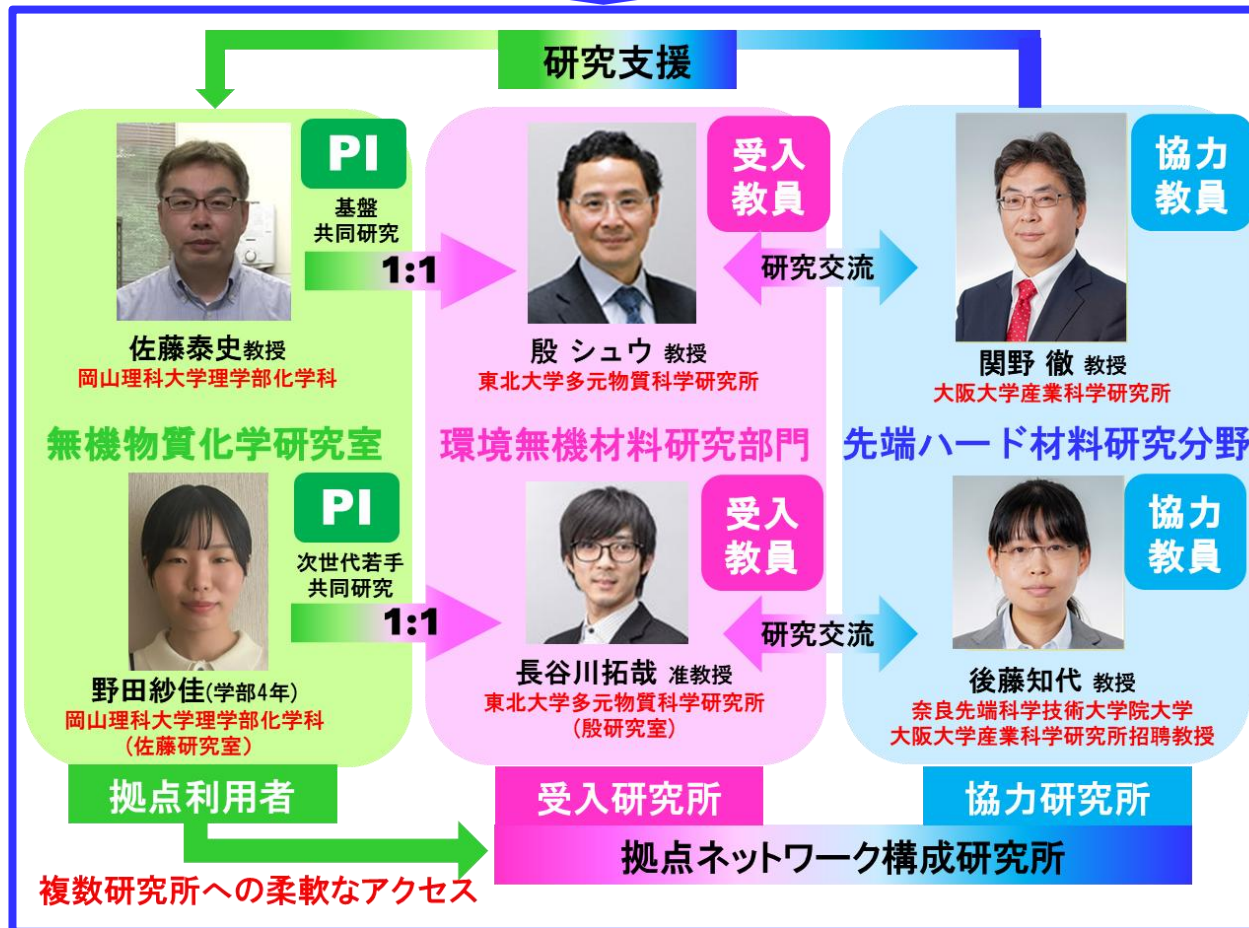
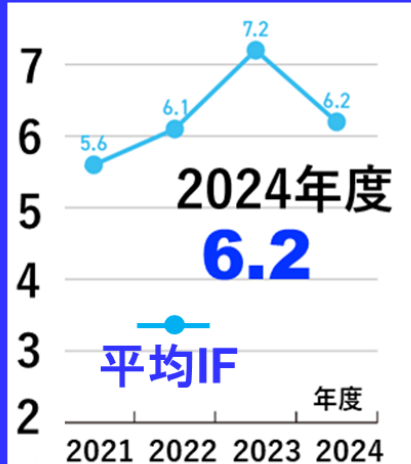
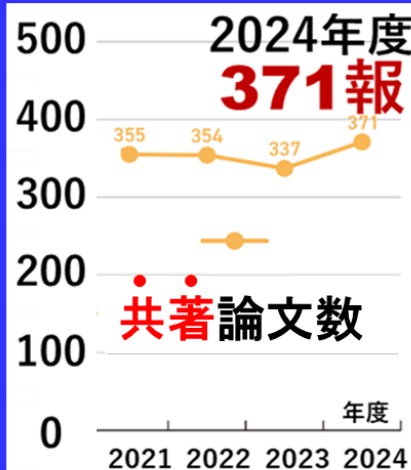
## 実例

### 研究成果の全体

5研究所で約1300報/年の論文

内約3割が利用者との共著論文

量(論文数)・質(平均IF)共に優れた数値



白色LED用蛍光体への応用を目指した新物質探索ならびにエネルギー関連の無機物質の合成とその高機能化において、多数の研究成果をあげている

ACS Appl. Nano Materials (2025) IF5.5, Inorg. Chem. (2025) IF4.7, ACS Appl. Optical Materials (2025) IF3.5, Crystal Growth & Design (2024) IF3.4, Dalton Transactions (2024) IF3.3, J. Phys. Chem. C (2024) IF3.2, NEW J. Chem. (2024) IF2.5, Chemistry of Materials (2023) IF7

(続く)

(続き)

# ③個々の研究機関では実現できない研究成果の創出

# 柔軟なアクセスの促進プログラム

## 2研究所に跨った共同研究(展開共同研究) 1:1 から 1:2 へ

### 働く酵素の姿をミリ秒で捉える

～新しい時分勝タンパク質構造決定法の可能性～

### 動くホログラムの新時代

～太陽の光で3Dをそのまま記録!～

拠点利用者 1 対 2 受入教員

## 大阪薬科医科大学 医学部

成果例①



▶ 研究代表者:  
村川武志 准教授  
(酵素科学・構造解析)



大阪大学  
産業科学研究所  
▶ 受入教員:  
岡島俊英准教授  
(創薬・酵素反応機構)

酵素科学・  
構造生物学  
の最先端研  
究チーム



東北大学  
多元物質科学研究所  
▶ 受入教員:  
南後恵理子教授  
(構造生物学・量子ビーム科学)

## 情報通信研究機構

成果例②



▶ 研究代表者:  
田原樹 主任研究員  
(光工学, 光量子科学, ホログラフィ)



東北大学  
多元物質科学研究所  
▶ 受入教員:  
小澤祐市教授  
(空間構造を持つ光, レーザ一  
頭微鏡, レーザー電子顕微鏡)

光科学・情  
報通信分野  
の最先端研  
究チーム



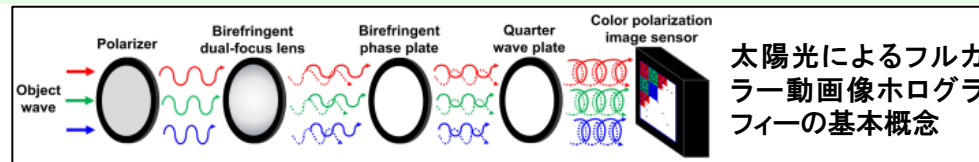
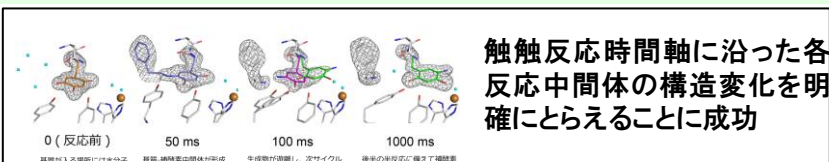
大阪大学  
産業科学研究所  
▶ 受入教員:  
中村友哉准教授  
(情報通信, 知覚情報処理,  
Computational imaging)



▶ 共同研究者:  
千葉大学  
下馬場朋禄教授



▶ 共同研究者:  
大阪大学D3セン  
ター・特任研究員  
Mohamad  
Ammar Alsherfawly  
Aljazeera



酵素科学者の夢である酵素反応のflipbook(パラパラ漫画)  
作りへの重要な第1歩

Nature Communications 16(1) 11149 (2025) IF15.7

作成: 物質・デバイス領域共同研究拠点

「ホログラフィ=特殊な実験室の技術」から「誰でも屋外で使える3D  
動画技術」へという社会の情報基盤を変えうる技術革新を実現

Advanced Photonics Nexus, 4, 036006 (2025) IF6